

令和4年第1回定例会

むかわ町議会会議録

令和4年 3月7日 開会

令和4年 3月9日 閉会

むかわ町議会

令和4年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月7日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の概要説明	8
一般質問	12
大 松 紀美子 議員	12
東 千 吉 議員	18
野 田 省 一 議員	28
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	52

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第17号から議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	67
散 会	89

第 2 号 (3月8日)

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
事務局職員出席者	93
開 議	94
議事日程の報告	94
議案第24号から議案第30号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	94
諸般の報告	105
休会について	105
散 会	105

第 3 号 (3月9日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
事務局職員出席者	109
開 議	110
議事日程の報告	110
議案第24号から議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	110

意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
日程の追加	1 1 6
決議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
所管事務調査等報告の件	1 1 8
発言の申出	1 1 8
閉議及び閉会	1 2 0
署名議員	1 2 1

むかわ町告示第71号

令和4年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月25日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年3月7日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員		
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員	
9番	星		正臣	議員	10番	津	川		篤	議員
11番	北	村		修	議員	12番	野	田	省一	議員
13番	小	坂	利政	議員						

不応招議員（なし）

令和4年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月7日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第 4号 専決処分につき承認を求める件
(令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第14号))
- 第 7 同意第 1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 8 議案第 8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件
- 第 9 議案第 9号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町鶴川厚生病院)
- 第10 議案第10号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町樹海温泉「はくあ」「ほべつ」)
- 第11 議案第11号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町穂別豊進国民休養地野営場「穂別キャンプ場」)
- 第12 議案第12号 むかわ町特定教育・保育の実施に関する条例案
- 第13 議案第13号 むかわ町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例案
- 第14 議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第15号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第16号 むかわ町高齢者憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案
- 第17 議案第17号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第15号)
- 第18 議案第18号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第19 議案第19号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第20号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)

第21 議案第21号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）

第22 議案第22号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）

第23 議案第23号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜	久議員
3番	山 崎 満	敬議員	4番	佐 藤	守議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純	一議員
9番	星 正 臣	議員	10番	津 川	篤議員
11番	北 村 修	議員	12番	野 田 省	一議員
13番	小 坂 利 政	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	戸 嶋 英 樹	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	栃 丸 直 士	総務企画課主幹	菊 池 功
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課主幹	菊 池 恵 美
町民生活課主幹	小 坂 僚 介	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課参事	今 井 喜 代 子	健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一

健康福祉課 主 幹	菅原光博	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課 参 事	高木龍一郎	農林水産課 主 幹	藤野真稔
経済建設課長	吉田直司	経済建設課 参 事	江後秀也
経済建設課 主 幹	梅津晶	経済建設課 主 幹	佐藤琢
経済建設課 主 幹	西村和将	企画町民課長	石川英毅
企画町民課 主 幹	長谷山一樹	経済 恐竜ワールド 戦略室長	加藤英樹
経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	藤田浩樹	経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦
国民健康保険 穂別診療所 事務 長	西 幸宏	教 育 長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	田口博
生涯学習課 主 幹	松本洋	選挙管理委員 会事務局長	成田忠則
農業委員会 事務局 長	東 和博	農業委員 会支 局 長	高木龍一郎
監 査 委 員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局 長 今井 巧 主 査 酒巻 早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、10番、津川 篤議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員長から、3月1日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、3月1日に開催しました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出をしている審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は25件で、その内訳は、承認1件、同意1件、議案23件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、議案第17号から議案第23号までの7件、議案第24号から議案第30号まで

の7件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、議案第24号から議案第30号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は2件であり、その内訳は、意見書案1件、その他1件であります。

まず、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については1件であり、2月25日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番は、所定の賛成者をつけて意見書案第1号として提出されております。

また、陳情文書表の6件については、令和3年12月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

2月25日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、各議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から調査終了に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか2名から7項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から10日までの4日間としたところであります。

質疑される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内ではマスク着用とするほか、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、一般質問及び提案等における発言については原則自席とするなど各種対策を講じることとしますので、あらかじめ御理解をお願い申し上げます。

最後に、議会中継ではありますが、情報公開を推進するため、本会議につきましても四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和4年第2回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から10日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの4日間に決定いたしました。

議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、原則一般質問及び議案提案等における自席発言など各種対策を講じることといたします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

また、会議時間短縮のため質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うよう切にお願いを申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第124号のとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、登壇により、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和4年の第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、冒頭でございますが、むかわ町は、166の国と地域にある約8,000の自治体が加盟しております平和首長会議のメンバーでもあります。そして、非核平和の町宣言をして平和を希求する自治体として、今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻というのは、世界の国々の努力で築き上げてきた武力によらない平和協調を踏みにじる行為であり、強く抗議するとともに、早期の攻撃停止と撤退を求めるものであります。

また、ウクライナの多くの方々の命が理不尽に失われたことにお悔やみと、被害に遭われている皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く安全で安心して暮らせる環境になることを切に願うものでございます。

さらに、近隣の国でありますリトアニア共和国アクメネ地域市とむかわ町、交流があることから、懸念されているバルト三国等への戦争による影響が決して及ばないことを願うものであります。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして、4件について御報告を申し上げます。

まず1点目は、2月22日に発達した低気圧により早朝から断続的に降った大雪の影響で、農業施設等に被害を生じております。その概要について御報告を申し上げます。

この大雪の影響で、農業用ビニールハウスが10件、倒壊やビニールが破れる被害が生じ、作物被害として、レタス1件に影響が生じております。また、ハウス格納庫6件、ハウス牛舎2件、倉庫2件、格納庫7件、飼料庫1件が雪による重みで被害が生じ、農機具等にも影響が及んでいるところです。

なお、地域別では、鶴川地区18件、穂別地区1件、現在の被害総額は1,827万5,000円となっております。

被害を受けました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

次に、2点目は、穂別地区における水道水の異臭についての対応状況を報告申し上げます。

2月24日午前、穂別地区市街地の水道水に灯油臭がするとの連絡があったことから、直ちに各水道施設及び取水口上流河川の調査を実施しました。

原因の特定に至らなかったところですが、このため、翌25日早朝から放水を行うとともに、連絡をいただいた町民宅から水道水を採取、水質検査を実施し調査を進める中で、工区配水

池で臭気が確認されたことから、稲里の水源に範囲を特定したところでございます。

26日に取水上流部の調査をしたところ、北海道が発注している治山工事現場下流の河川で微量の油膜を発見したため、直ちにオイルフェンス、吸着マットを設置し、下流部への流出を止める措置を講じました。

翌27日に再度現地調査を実施、原因確認を施工業者に申入れをするとともに、放水を継続し、浄水場原水の水質検査を行い、臨時的に別系統の河川に取水口を変更する対応を図ったところでございます。

水質検査の結果では、飲料水として水質に問題がなかったことから、給水停止措置を取らない対応としておりましたが、異臭を感じた方もいられたため、情報端末等で水道水の異臭についてお知らせをしているところでもございます。

この間、原因の特定まで時間を要し、町民の皆様には御心配と御迷惑をおかけしましたことに対しまして、おわびを申し上げます。

また、今後このようなことが起きないように、北海道とも詳しく原因を究明しながら、しっかりと対応していくことを御報告するものでございます。

次に、3点目として、新型コロナウイルス感染症における、2月22日開会の第3回臨時会で報告した以降の本町の対応状況について報告を申し上げます。

道内に適用されましたまん延防止等重点措置については、当初1月27日から2月20日までの適用、2月21日から3月6日までの期間延長し適用していましたが、感染の速度は減少傾向となっているものの、病床数の使用率が50%に近く、高止まりしている現状から、再び期間を延長し、3月21日までとして決定がされております。

また、道内でもB A. 2系統の感染が初確認され、今後ウイルスが置き換わることで新規感染者数が再び増加に転じることが懸念されており、予断を許さない状況が続いているところであります。

本町におきましては、感染状況が落ち着き始めてきたところでございますが、今後も必要に応じ新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、感染拡大防止の措置を講ずるとともに、適時・適切な情報の提供をまいりますので、町民の皆さんには引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

4点目は、人口の動態に関する件でございます。

本年1月28日に公表された総務省の住民基本台帳人口移動報告によりますと、2019年から2021年の比較で、北海道の16の市町村において、30歳代から40歳代の転入者が転出者を上回

る、子育て世代の転入超過の状況となっております。

道内では、本町が上から4番目の改善率2.3ポイントとなり、報道がされているところでもございます。2021年の転入者は、総数では274人、転出者は309人となっておりますが、そのうち、30歳代から40歳までの転入者は95人、転出者は81人と、14人の転入超過の状況となっているところでもございます。

これまで、震災からの創造的復興、創生を目指し、各種の施策を講じてきましたが、人口減少が続く本町にとって、子育て世代の転入超過の状況というのは、今後のまちづくりを進めるに当たり、明るい兆しの一つとして捉えているものでございます。

以上4点を申し上げ、第1回定例会に当たり行政報告といたします。

続いて、御審議いただく事件につきまして、承認1件、同意1件、議案23件でございます。

承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）を令和4年2月24日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件につきましては、東胆振広域定住自立圏構想の推進において、追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号から議案第11号 むかわ町公の施設に関わる指定管理者の指定に関する件につきましては、鶴川厚生病院、樹海温泉はくあ、ほべつ、穂別キャンプ場の管理について、指定管理者を指定するものであります。

議案第12号 むかわ町特定教育・保育の実施に関する条例案につきましては、さくら認定こども園を公私連携型保育所に移行することに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第13号 むかわ町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例案につきましては、事業の実施に伴い、受益者負担金の徴収について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、交付する項目の追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 むかわ町高齢者憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案につきましては、高齢者の活動拠点となる施設を統合したことに伴い、条例を廃止しようとするものでございます。

議案第17号から議案第23号につきましては、令和3年度のむかわ町一般会計補正予算（第15号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、年度内の事業費精査等により補正予算を提出するものでございます。

議案第24号から議案第30号につきましては、令和4年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算につきまして提出するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで、町長の行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許可します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

初めに、平和を守る取組についてです。

ロシアがウクライナへ軍事侵略を行い、多数のウクライナ国民が犠牲になっています。日常を突然奪われ、恐怖や不安に泣き叫ぶ母親や子どもたちの姿に、胸が締めつけられます。

ウクライナ市民の犠牲者は、日を追うごとに増えています。空の青と大地の小麦を象徴する黄色、ウクライナの2色の国旗を掲げ、身にまとい、連帯を表す人々は世界各地に広がっています。

プーチン大統領は、核兵器の先制使用にまで言及し、4日、とうとうウクライナ南部のザポロジエ原発を砲撃し、制圧しました。危険極まりない攻撃を断固糾弾します。万が一にも原子炉が破壊されれば、福島原発やウクライナのチェルノブイリ原発の重大事故をはるかに超える放射能により、世界規模の大惨事になる危険があると指摘されています。それは、人類全体の生存すら脅かす犯罪行為となります。攻撃を直ちにやめるべきです。

むかわ町は、2017年12月13日、非核平和の町を宣言しています。いま一度、町民の皆さんと共に平和の町宣言の意義をかみしめ、国際平和への思いを一つにしたいとの思いであります。非核平和の町宣言を行った自治体として、政府に対し、被爆国として断じて認めないとの強い抗議を行うことを求めたいと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の質問の要旨、それと大松議員の発言、私もほぼ一致しているのかなと捉えているところでございますし、先ほどの行政報告に述べたことも含めて、重ねて御答弁をさせていただければと思います。

今回のロシアのウクライナへの侵略、軍事力によるウクライナの主権と領土の一体性を一方的に侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反と捉えております。決して許されない行為です。既に多くの方々が犠牲になり、心よりお悔やみとお見舞いを改めて申し上げたい。

御承知のとおり、全国町村会、これらをはじめ各関係団体、これが結集しながら、抗議の声明文というのもう既に発せられているところでもございます。もちろんむかわ町もそこに入っております。

この武力の行使というのが一日も早く終息し、ウクライナの人々が安全で安心して暮らせる環境づくり、取り戻すことができるよう、強く強く願うものでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今回、このような質問を出すということを周りの方にお知らせをしたところ、本当に、私の分までもぜひ抗議の声を上げていただきたいというふうな激励もいただいております。今朝、早く起きて、こういう手作りのブローチを作って、私の思いとしてここに付けさせていただいております。本当に一日も早くロシアがウクライナから撤退して、

平和な暮らしを取り戻すことができるように願って、次の質問に入ります。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

マイク入れてください。

○町長（竹中喜之君） 平和を希求するということで、先ほども、そして今の御答弁にも申し上げたとおりでございますけれども、自身のというよりも、町としての意向については、市内の町としてのホームページ、それと町としてのフェイスブックに記載、それと同時に、お聞きしますと、議会の皆さんもこの後に決議文等の協議が行われるとお聞きをしております。こういったところとも連動しながら、我が町としても、もう苫小牧市が実施しておりますけれども、議会終了後、速やかに抗議文をロシア大使館に届けたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

続けてください。

○5番（大松紀美子君） じゃ、2つ目に、幼児、児童・生徒の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス対策で、手を洗う機会がこれまでと比べ、比べものにならないほど増えています。コロナの感染はいつになったら終息するのか、見通しが立たない状況になっています。これからも、手を洗う、マスクをする、うがいをするなど感染対策は続けなければならないと思っています。

私をはじめ、大人は手を洗うときは温水を使っているのがほとんどではないでしょうか。2年以上も続く手洗い対策、学校や幼児施設にいる子どもたちは、冷たい水で毎日何度も手を洗っています。幼児や児童・生徒の手洗い時のために、温水の設備を備える考えはないか伺います。ちなみに、鶴川中央小学校、鶴川中学校のトイレの手洗い場には温水が使えると聞いております。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 現在、北海道の学校ですとか幼児施設であっても、手洗い場が温水対応となっているのは非常に少ない状況でございます。本町の学校、幼児施設についても同様の状況でございます。ですが、学校、保育現場や保護者からの声は特に届いておりません。

今後、より詳細な実態調査、把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 北海道内がどうでだろうと、むかわ町の子どもたちに対してどのような施策を行うかということを考えていただきたいと思っています。

各小中学校、それから保育園、保育所、全て、電話でしたけれども、実態をお聞きしております。いつも、父母からは届いていない、現場からも届いていないというようなお話をされますけれども、私のところには父母から届いていましたし、現場の方々は、冷たい水で小さな子どもたちが手を洗わなければならないと。手を出してくれない子どももいると。また、小さい子なのに、ハンドクリームを使っている子どももいると。こういうのが実態です。

私が質問を出した時点で、なぜ現場の声を聞かないんですか。聞いていらっしゃいますか。

それから、例えば各種、たんぽぽ保育所、地域保育所等では、各部屋に洗い場がついてるんですけれども、どこか1か所でもそういう温水が出る場所があれば非常に助かると。現場からそういう声を役所に言っていないんでしょうかという声もありました。いいんですよと私は言いました。そういう現場の実態を、子どもたちの状況を言って、伝えて、こんなことをしてほしいと言って構わないですよというふうに申し上げました。

聞かれたんですか。

それから、例えば瞬間湯沸器なんて、本当にそんなにたくさんかかりませんよね、お金。かわいそうだ、何とかしてあげたいと思う気持ちがあれば、現場を調査しますでしょうし、幾らかかるかも調べると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今の質問にお答えします。

前段に、私も先週調べてきました。

それで、中央小学校については、新しい校舎なものですから、お湯が出るものと校長先生、教頭先生が認識しておりまして、大松議員が調べたときにはお湯が出ると答えたようですが、私が行って調査したところ、お湯が出る仕組みにはなっておりませんでした。ですから、水が出る形です。お湯が現在出ているのは鶴川中学校だけでした。そういったことでは、現在、4校は水でやっております。

それで、今、大松議員が言ったとおり、水は確かに冷たいかもしれませんが、洗う頻度も確かに増えているかもしれませんが、長時間、シャワーと違って、使っているわけじゃありません。

それで、コロナ感染対策の中には、マスク、アルコール消毒、その他様々あります。ソー

シャルディスタンスもそうですが。この間、コロナの、この2年近くですか、学校の中で集団感染も起きていないところを見ますと、やはりそこら辺は先生方の指導も徹底しております。

ですので、お湯が出る、出ないの以前に、きちっとした対応をしておけばそういったことにはつながっていないということが事実でありますので、現状の中で、精いっぱいやれる範囲で、これからもそういう形で進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 御理解はできないので質問をさせていただいているんですけども、中央小学校、確かに先生方は多分手洗いするときにお湯が出るから、お湯使っていますと言ったんだと思うんですよ。教育長も手を洗うとき、水出しっ放しで洗いますか。お湯使いませんか。

そういう一番本当に大変なところにいる子どもたちのそういう環境を、感染対策のための創生交付金来ていますよね。こういうところにこそ使うべきだというふうに私は思うんですよ。

例えば地域保育所なんか、本当に瞬間湯沸器1個あったら、感染対策で流しっ放しで、石けんつけて何分かかると思いませんか。1番の歌が終わるまでやりなさいと言われていたんですよ。そんなの冷たくてしょうがない、それこそ手を出さない子がいたって不思議じゃないとも思うんです。そりゃ、集団感染が起きていないから、感染対策ちゃんとやっている、そういう問題じゃないです、この問題は。

瞬間湯沸器1台あったら、地域保育所だって済むじゃないですか。そういう考えになぜ及ばないんですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 私も先週見に行ったとき、お湯が出る水栓は、もうほとんど小学校も中学校も自動水栓になっております。ですから、自動で出ることになっておりますが、ただ、お湯が出る中学校につきましては混合水栓です。ですから、自分でお湯か水かを微調整しながら手を洗うことになっております。ですので、幼児ですとか小学生の低学年だと、そのお湯の微調整が多分うまくいかない場合は、高温でやけどする危険性もあります。そういった部分では、なかなか簡単ではないです。

ですので、そういったことを踏まえながら、これから調査とか実態を調べながら、どうす

るかを含めて考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） これから調査とおっしゃいましたけれども、今、まさに感染対策として子どもたちはやっているんですよ。今、急いでやらなければならないという課題だというふうに私は思うんです。

ですから、確かに町長、部局がお金を出すと言わなかったらできないんですけども、やっぱりその辺、お湯が出るところもあるし、出ないところもあると、同じ子どもたちの中でも差がありますよね。

私は必ず帰ったらお湯ですよ、手を洗うの。もう出たり入ったりするたびに洗うから、本当にかさかさになりますよ。

だから、そういう、本当に何というんだろう、小さな子どもたちのために、私、大してお金かからないと思うんですよ。そういう、何というのかな、そうしてあげたいというふうになりませんか。

町長、答弁、何かしたささなさそうな、考え、町長がお金出すと言わなかったらできないんですから。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ちなみに私は、お湯でなくて手洗いは水でしながらアルコール消毒という形で、ほとんど手の状態が以前とは変わってきているなと捉えているところです。

今回の質問ですけれども、コロナ禍で必要とされている手洗いというのを一層の推進するんだと、これからの向けても、そして、コロナ禍を機に、現状を捉えての点検、検証をしっかりと図りなさいという議員の御指摘と、今、受け止めているところでもございます。

私は、温水器、必要性は全く否定しておりません。数少ない、数少ないです、これ。温水器だとか給湯器つけているところは。我々も調べております。先例地では、必要とされる施設の配置計画を持ちながら、しっかりとこれに対応すべくというふうな措置が取られております。また、大松議員がおっしゃられたコロナ禍の対応の事例として、こういった、青森県でしたか、青森県で一部、臨時交付金等の活用を図って給湯器等の事例というのもあります。こういったところも含めながら、今回の御意見も含め、実態調査、実態把握というのをしっかりと図りながら、今後に努めていくべきではないのかと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ぜひ急いで御検討いただいて、実現することを願って、質問を終わ

ります。

◇ 東 千 吉 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東千吉議員。

○1番（東千吉君） 1番、東千吉でございます。

今回の質問は、日々変化する状況に近い将来大きな影響を与える、そういう懸念をすることから、なるべく早い段階で、小さなうちから検討していただきながら施策を取っていただき、このことが何よりも肝腎と思うものでございますので、この質問の趣旨を酌み取っていただき、答弁方、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、漁業者支援についてでございます。

魚が捕れない、そしてまた、魚価安といった課題に対し、行政としてどう取り組んでいくのかをまず伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ししゃも、そして秋サケ等、主力の魚種の漁獲量減少、それと産地、仲買人減少による競争力の低下を起因とし、魚価が低迷しております。これまで鶴川漁業協同組合、4つの取組を基本に対策を進めてきているところでございます。

1つは、本州市場への販路の拡大、開拓、直売等による販路拡大、付加価値向上の取組、これが1つ目です。2つ目は、漁協直営サケ定置網漁業の効率化の推進による収益性の向上。3つ目は、新たな魚種による収入源確保のためのホタテ漁業の再開。そして、4つ目として、持続性のある漁業の実現に向けた担い手確保の取組でございます。

町といたしましても、それぞれに対し、漁業協同組合と課題というのを共有し、これら4つの柱を基本とした取組に対し、積極的に支援をしてきているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響、こういったところも考慮し、特別対策として、魚箱の購入費、ホッキガイの単価支援、そして経営資金の給付など、漁業者への直接的な支援というのも実施に努めてきております。

今後も、漁業協同組合はもとより、試験研究機関等も含む関係者と課題を共有しながら、資源管理の視点も併せ、向き合っていくべきものと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東千吉君） ただいまの町長の答弁にございました内容、私も承知しているところ

でございます。その中で、幾つかの課題があるのかなという思いでございます。

まず、ししゃものふ化場については、このたび7億6,000万の巨費を投じて建設がされ、11月操業ということになってございますけれども、これは直接漁師に経済的な部分ではすぐに反映されるものではないことから、なかなか漁業者支援でも将来を見据えた内容ということでは非常に有意義なことでありますけれども、喫緊の経済状況の課題については、なかなか今のところではまだ難しいというふうに思っているところでございますし、先ほど町長おっしゃいました漁協によるサケの定置網関係でございますけれども、収益の向上、令和3年はなったようでございますけれども、ここの部分の大きなところは、乗組員7名程度いると思うんですけども、その人たちの給料の大幅削減もございました。過去に、前々年まで50万円程度の給料でございましたが、これが6割程度に乗組員の給料が下がったという内容が主な内容でございまして、その乗組員には当然、漁協の組合員さんの御子息、組合員もいますし、またその後継者もいるという内容の中では、実際の漁師の経済の部分では非常に収入的には低いものがございます。確かにサケの定置網の収益は向上しているということでございますけれども、そこに係る経費の部分の、漁師の経済に係る部分については一考していかなければならないような内容になっているというふうに思いますし、本州向けの魚の市場関係についても、なかなか一度に、一回に大きな変化ということをもたらすことは非常に難しいことでございますけれども、ちょっと足踏み状態にあるというふうに私は見ております。

そういった中で、なかなか直接漁師の経済にうまく反映していけないところがあるように思います。これは、漁協のやっぱり経営の努力も大きな部分がございまして、組合員が厚真も含めて60名、1隻の船に何組合員もいるという状況を見ながらいきますと、なかなか少ない組合員の中で一つの鶴川漁協を支えていく、あるいは維持していくということが非常に難しいというところもあります。これは、漁協の経営の努力というふうにありますけれども、そういった中で、漁師、そして現場と行政がしっかりとやっていく内容をもっと綿密な形で一つ一つ対応していく、お金のないところでしっかりとそういうところを一つ一つ有効に考えていくことが必要ではないかというふうに思いますので、現場の答弁をまたいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 漁業振興を図る上で、様々な施策というものを漁業協同組合とこれまでも課題を共有しながら進めてきているところでございます。

そういった中で、議員から御指摘のとおり、私ども、対策としましては、中長期的な視点

を持って取り組むべきもの、例えばししゃものふ化場という部分で、即効性というものは期待できませんが、長い目で見たときの対策、そしてホタテ漁業の再開に向けての取組のような、中期的といえますか、比較的短いスパンの中で効果が期待できるような取組に対する支援等々も行ってきているところでございます。

御指摘がありましたサケ定置網は、議員も御承知のとおり、漁協直営による部分の事業ということで、組合員から乗組員を募り、経営をしているところでございます。そういった中で、一つ経費を落とす取組と同時に、量を増やそうとする取組という部分を進める中で、収益性の確保を高めていこうという、今、改革を進めているというふうにお聞きしているところでございまして、私ども、その量を増やすという取組ということで、過去、議会のほうでも議決をいただきました漁網の整備費に対する支援というものも、債務負担を取りながら、国の補助も活用しながら実施をしてきているといったところでございます。

サケ定置網漁業の経営の中身につきまして、行政としてそこに踏み込んでいろいろ私どもも御指摘、いろいろと申し上げるべきものではないというふうに考えてございますが、漁協が今取り組もうとしている、そういった収益性を何とか確保し、漁業者の手取り、そして漁組の経営の改善、そういったものの目標が実現されるようなことを私どもも期待しているというところでございますので、何とぞ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 行政の現場では、よくよく状況を承知しているんだなというふうにお伺いをしていました。

なかなか漁協の組合員が減少あるいは縮小していく中で、漁協がこれからやっていきたい、やっていこうという方向性、この辺についても承知していると思いますけれども、なかなかそれぞれで役割分担をしてやること、これは非常に大事ですけれども、状況的にはやっぱり漁師、漁協、行政がしっかりと一丸となったこの取組で有効的な方向性を出すということは非常に大事だなというふうに思いましたので、今回の質問をさせていただきました。答弁は要りませんので、次の質問をさせていただきたいと思います。

2番目の鳥獣対策についてでございます。

1、駆除より自然増のシカを代表とする有害鳥獣からの農業被害防止対策についての方策をまず一つ、伺いたいと思います。

それから、同じことでございますけれども、今度は農業じゃなくて、森林の木の樹皮等の食害について、非常に大きな被害が出てきているように思われますので、この辺をどう捉え

ているのか伺いたいということでございます。

そして、3番目も、今度はシカ、アライグマ等による一般町民の家庭菜園など等に徐々に被害が広がっている現状を行政はどう捉えて、このことについてどう対策を組めるか伺いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 高木農林水産課参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 鳥獣対策に関する御質問について、質問要旨に沿ってお答えいたします。

エゾシカによる農業被害防止につきましては、既に御案内のとおり、捕獲による個体管理と侵入防止を基本とした取組を進めてきております。

農地への侵入を防止するために、平成22年度から平成25年度までに整備した有害鳥獣侵入防止柵により、農業被害額は整備前の1億7,000万円から8,000万円まで減少いたしましたが、近年、エゾシカの行動変化や侵入防止柵内での繁殖等により、再び令和2年度から被害が増加してきております。

捕獲による個体管理では、繁殖期間である冬期間が有効とされている中で、本年度の捕獲頭数は1月末段階で2,700頭となり、当初計画頭数が目前となったことから、北海道へエゾシカ捕獲許可数量の増加申請手続を行ってきております。

また、猟銃が禁止されている農地付近におけるエゾシカ駆除として、令和2年度より、地域と猟友会が連携して、エゾシカ用わなを用いた捕獲の取組を行ってきております。

さらに、侵入防止対策として、エゾシカの生息域に応じた防除効果を発揮するために、農業者が農地への電気柵の設置に対する支援を令和4年度当初予算において計上し、農業被害の防止へ強化対応していくところであります。

2点目の森林における鳥獣被害の御質問につきましては、エゾシカとエゾヤチネズミによるものが多く、中でもエゾシカによる被害は増加しており、これは全道的にも拡大傾向となっており、本町の被害面積は、令和2年度において前年対比で3.5倍となっています。

森林被害としては、細い枝をかじったり、角をこすりつけることによる樹皮被害が多いとされており、樹木の腐れや生長が遅れるなどといった影響の懸念があります。

対応といたしまして、エゾヤチネズミにつきましては、毎年、殺鼠剤の空中散布による防除の実施を図ってきており、エゾシカにつきましては、個体数を減らすことが最も有効であるため、捕獲推進を取り進めていることとしております。

3点目のエゾシカやアライグマによる家庭菜園への被害についての御質問につきましては、

エゾシカが市街地にまで出没し庭木などへ影響を与えていることや、アライグマによる家庭菜園の食害や建物付近への出没による不快感が生じていると認識しております。

アライグマにつきましては、自衛的に防除することを促進していることから、町とむかわ町鳥獣防止対策協議会にて、農業者のみならず一般町民へ広く対象とした講習会を毎年2回開催し、防除従事者証を発行することで箱わなによる防除ができる取組を図ってきており、これまでに農業者以外の一般町民の方へも発行してきております。

なお、必要に応じて、捕獲が困難な方には個別に相談対応も図ってきております。

エゾシカにつきましては、農林業被害軽減に向けて進めている個体数を減らす取組が生活環境への被害軽減にもつながるものであり、今後とも被害が軽減できるよう取り進めるべきものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 途中ですけれども、コロナ感染防止対策の一環としてしばらく休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 続けます。

今年は大雪であることから、食料不足で餓死するような小さなシカも結構自然淘汰で出てくるのかなというふうな気がしております。そういった中で、今度、融雪が始まってくることになると思いますけれども、先ほど参事のほうから、平成22年から25年、侵入防止対策が講じられました。それから幾年月たっておりまして、以前は、当時は大きな形で例えばフェンスの囲いとかやっておりましたけれども、それらがだんだん熊とかにやられて破損をして、修繕をしながらだけでも、シカもやっぱり生きるために必死なものだから、何だかんだ最悪の条件を見つげながら侵入してくるということが多発しております。

そういう中で、一定期間たった侵入防止対策をさらにやっぱり推し進めて、もっと侵入を防止する対策が必要でないかというふうに思っておりますので、その辺についてどういふ

うに今年、令和4年について考えているのかお伺いしたいというのが1点です。

それから、参事、狩猟免許も持っているので、山の状況も重々承知というふうに思っている中で、あえて質問させていただきますけれども、今年の森林、樹木の被害は異常なような感じがしております。三、四年たったカラマツもほとんど芽が摘み取られるぐらい、シカも真剣に食料として求めておりますし、木の皮もそういう状況であります。その木の皮食べたところは、あれはもう製材、正規なものにならないで、大きくなっていってもチップにしかならないだろうというような状況がいっぱいあるということで、この辺の対策はこのまましておくことに、何かの形を取っていかないと駄目じゃないかということの思いで、今、質問させていただきます。

それから、一般の町民の家庭菜園等についても、先ほど参事お話しありました部分については、なかなか周知されていない末端の町民もいるようです。その周知の方法についても、今後どういうふうにやっていくのか、このことをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高木農林水産課参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） まず、1点目の侵入防止柵の推し進めということですが、侵入防止柵設置してからやや10年経過しているところでございます。この間、やはり議員のおっしゃるとおり、熊によるそういうフェンスの下がり、それからやっぱり鹿が下をほじってきてとか、あとは融雪によるシカフェンスのいわゆる損傷というところで、多面的直払い等々を活用して、地元で修繕等をしていただいております。

今後につきましては、侵入防止柵の取組として、先ほど答弁の中でも申しましたとおり、まず侵入させないということで、電気木柵の支援ということを今、考えているところでございますので、御理解願います。

2点目につきましては、狩猟免許所持とはそんなに重複はしないんですが、森林被害における状況、確かに木や樹皮が損傷を受けますと、やはり成木、それから製材のほうに行かない、あとは、やはり被害木のような形で真っすぐ育たないという状況がありますが、今のところ一番有効な手だてというのは、繰り返しになりますが、個体数を調整していく、いわゆる捕獲に頼るといふところになっておりますので、御理解を願います。

あと、3点目のアライグマの周知につきましては、毎年、町報、それからホームページ等々で周知を図っているところでございますので、引き続き分かりやすくなるように、一般町民の方にも分かりやすくなるような周知の方法を継続してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 東議員。

○1番（東 千吉君） 一般町民のほうについては、先ほど講習会等をやっているということでもございました。箱わなの準備もしているということなので、その辺の周知もしっかりとお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

3番目の大雪被害についてでございます。

かつてない大雪に対する町道除雪の問題点とごみ収集について、どう総括したかをまず伺います。

また、春先の融雪の対策は万全なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから、大雪に対する町道除雪の問題点と融雪対策について御質問にお答えいたします。

令和4年に入ってから1月、2月と、発達した低気圧により過去に例を見ないほどの大雪に見舞われ、町道の除雪に時間を要しました。この大雪の除雪対応の中で、通常の3倍を超える積雪への対応と視界不良の暴風雪の中の除雪対応の2点が大きな課題となってきました。

1点目の通常の3倍を超える積雪への対応につきましては、物量を増やして対応していくか、時間をかけて対応していくかの方法となりますが、今回、両地区におきまして応援体制を組み、除雪委託業者相互に協力しながら、積雪への対応を克服してまいりました。

また、排雪作業の実施におきましても、機械借り上げ台数を増やして実施してきております。

続きまして、2点目の視界不良の中の除雪対応ですが、これは効果的な対応はなく、除雪作業の安全確保、事故防止の点からも無理な除雪作業は控え、悪天候回復を見計らって順次作業を進めている次第でございます。

これから融雪期に入っていきますが、パトロールにより路面状況を確認し、融雪水の水切り、部分的な排雪を加えながら、町道の安全確保に努めたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（小坂利政君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私からは、ごみ収集についてお答えします。

大雪警報が発令されていた2月22日のごみ収集については、平取町外2町衛生施設組合が、各町の状況から安全に収集作業ができないと判断し、休止の決定をしたところでございます。

町としましては、休止の連絡を受け、防災無線、情報端末、SNSなどにより、休止の住民周知に努めております。

なお、次の収集日である2月24日からは、収集を通常どおり再開しております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） まず、町道の除雪の関係ですけれども、大雪降りましたんで、なかなか万全な対策は取れなかったというふうに思います。参事さっきおっしゃったように、なかなか通常、例年では入らないところに町道除雪に入っているという内容があったかと思えますけれども、なかなか町道全部に除雪入れた状況ではなかったかなと、町民の苦情もございました。そういう部分で、この大雪をやっぴりいろんな勉強、教訓として、今後スムーズにやっぴり町道を除雪していく形がしっかりと取り組まれていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いますけれども。やっぴり鶴川も舗装の町道ができてきましたけれども、依然がたがた道の町道もございます。これらのところも一括して、しっかりと町道を除雪する。

そして、苦情の中には、危ないから今回町道ここ来ていないんだということなんだけれども、行ったところをさらに路面整正かなんかで解けたときにやっているのじゃないかと思うんですけれども、そのタイミングがうまく合わなくて、町民がそこを車走らせて、どうもならんぞという苦情もひょっとしてあったと、僕のところに入っているんで、あったと思うんですけれども、その辺についての今後の対策はどういうふうになっているのかが1点です。

それから、春先の融雪対策でございますけれども、一番懸念されるのは、各排水溝とか関係の横断管の部分でございます。ここの部分については、秋、それから冬の初めにいろいろごみが詰まったりなんざりすると、例えば横断管が300の横断管でも、ごみが詰まって300の機能を果たさないというところが随分多かったりとか、ほかのところでも横断管がそういうふうになって詰まる、そのことでオーバーフローして町民の住居等に、施設等に水が入り込む、そういうところが多く、町道については特に多く見受けられます、田浦を含めて。田浦が特にですけれども。そういうところの対策について、どういうふうを考えているのかお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 1点目の町民からの申出でその除雪の入るタイミングについての御質問でございますが、これはタイミングの話もございまして、大雪時に、今回2月の対応でいきますと、1車線を開けていく中でおきまして、通常の作業効率が落ちまし

て、その日に終わらないというちょっと現象も生じたところは実際のところでございます。ただ、次の日、また向けまして、除雪の作業を進めて、最低1車線はまず開けて、次に拡幅除雪、路面整正というところの進める中で、時間はかかった中ではありますが、今後も最低除雪を上げるような対策をまた進めていくところで考えております。

また、融雪期におきましても、町民の方から連絡をもらったときに、気温の上昇とのちょっと兼ね合いがございますので、私たちが現場を見に行って路面整正をして、それで町道の路面を良好なものというところを進めていく形でございますが、回る中でもタイミングがございますので、何回も何回も回った中で良好な路面を今後とも維持していくというところを進めていきたいかと思っておりますので、時間はちょっとかかる中で進めたいかと考えております。

また、横断管渠の件につきましてもの御質問に対してでございます。

町としましては、横断管渠、排水ますという形で各地あちこちある形なんですけど、町道の維持の中で排水ますの清掃の委託業務も実施してきておりまして、そこで雪降る前に各地清掃して、水が流れるというところを掃除も進めてきているところでございます。

また、これからは水を抜くところで、今、路肩にちょっと雪がたまっておりますので、その路肩切りというのは今後十分進めながら、水切りして融雪の対策を進めていきたいかと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） なかなか多い維持管理の箇所なので、ほとんど完璧にやるということは多分難しいんだろうなというふうに思いますけれども、とりわけここ危ないなというところは多分押さえているんだろうと思いますので、その辺のことについては、地域住民と相談しながらでも、きちっと対応方、よろしくお願ひしたい。事前にやっておかないと、大きな雨が降って融雪なんか始まったらオーバーフローするところ結構ありそうなので、それは押さえていると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、4番目なんですけれども、高校の振興対策です。

町内には2つの道立高校があるが、生徒数確保に向けて、魅力ある高校振興対策としての現状における対策と今後の方策を伺います。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 質問の要旨に沿ってお答えしたいと思います。

生徒数確保に向けて、魅力ある高校振興対策として、それぞれの高校に対しまして高校振興対策補助金を町として支援してございます。

補助金の使い道としましては、学習支援として進路指導等の教材費、家庭学習支援ソフトの導入、キャリア教育振興奨励を目的とした資格取得、検定受験費用の助成などなどを行っております。

また、自宅から通学できない生徒のために、鶴川、穂別それぞれに高校生徒寮を設置し、管理運営を行う費用につきましても町が支援をしてくいております。

今後も、むかわ学の推進や、今年度から設置、運営を始めました夢叶輪公営塾を活用してもらい、進学に対する学習能力の向上を育んでもらうなど、町としてできる魅力ある高校振興対策を行っていきたいと思いますし、継続していきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 努力は十分承知していると思っております。

そういった中で、やっぱり高校、うちの町の計画にありますように、1学年10名を切るとなかなか存続に難しい道立高校の要件もあるようなので、その生徒数確保について非常に毎年悩んでいるし、コロナの状況についてはますます誘致の活動がなかなかできないという状況の中で、令和4年の穂別高校の入学者は7名というふうに聞いております。

これ、「10名を切ると」ということなので、どういうふうに今後進めていくのか。これ、難しいなというふうに思うんですが、担当者としてどういうふうに考えているのかちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 生徒数確保につきまして、今、議員のおっしゃられたとおりの人数が少なくなっている状況は踏まえております。

穂別高校につきましては、十分魅力ある高校と考えておりますが、小規模校であるため教員によるマンツーマンに近い指導が行われている状況でありますし、そのため進学率も高い水準であると思っております。

また、穂別中学校も同様に、小規模校であるために学力は向上し、今年度の卒業生17名のうち、15名は地元の穂別高校ではなく他の高校を受験している状況でございます。

地元の生徒が受験しない主な理由と私が考えるところでは、分母となる地元生の減少、少子化の部分が一番大きいと思いますけれども、小学校及び中学校と固定化された人間関係が続くために、さらに高校3年間もとなると刺激もないため、生徒数の多い学校を選択するすとか、将来の進学、就学、就職を見込んで高校を選択している。生徒たちには選択の自由

もありますし、親も応援している状況でございます。

生徒数確保については今後も、これまで何回も御説明してきたとおり、支援を行っていき
しかないかないというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ありがとうございます。

このたびの質問は以上で終わります。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、12番、野田省一議員。

○12番（野田省一君） 質問の趣旨に沿って質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス、オミクロンでの対応の変化についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスが、より感染力が強いオミクロン株が全国的に広がり、当地域でも罹
患者が増えてきております。感染力が強く、感染後の伝播も早く、初動対応が重要ともされ
ておりますが、感染者数も多く、保健所の対応能力以上のものとなり、対応の遅延も懸念さ
れる状況でもあります。

この環境の中で、次の場合、町の独自の対応状況についてお伺いをいたします。

1つは医療介護系の施設の場合、もう一つは学校教育、保育の場合、3つ目に職場の場合、
個人の場合、それぞれの対応状況についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 新型コロナウイルス感染症のオミクロン株についてでございますけれ
ども、御承知のとおり、南アフリカから報告された変異株の一種で、従来株から30か所以上
の変異というのが見られ、高い感染力、ワクチン効果の減弱などの可能性が指摘されてお
ります。潜伏期間が3日程度と、濃厚接触者を特定した封じ込めというのは不可能であること、
そして国の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードでも指摘されております。

北海道におきましては、1月に入って感染が驚異的に広がりを見せ、2月10日には1日の
新規感染者が4,000人を記録しております。むかわ町でも、年明けから2月末で119人の感染
が確認されております。

北海道におきましては、この感染拡大というのを受け、1月24日から、重症化リスクが高
い患者を的確に医療につなげていくよう積極的疫学調査を原則、同居家族、さらには医療機

関、介護福祉施設等に重点化をしております。

重点化によって疫学調査から漏れた学校、保育現場等につきましては、積極的に町としても情報収集をして、町独自でPCR検査を行っております。

なお、個人については、自宅療養者が増えたことにより、北海道からの食事提供が届くまでの間、防災食による食事の提供を行うとともに、各消防支署と連絡、連携を図り、容体の急変に対しても万全を期してまいりました。

感染対策は、手洗い、手指消毒、マスク着用、密を避けるなど、ウイルスが変異しても基本的には何ら変わるものではございません。

現在も2週間に1か所程度の速度で変異しているものと考えられております。変化に対応していくためにも、さらに正確な情報の収集と町民皆さんへの正確な情報提供に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 12番、野田省一議員。

○12番（野田省一君） 国や道や保健所の対応というのは、ある程度いろんなところで情報が新聞報道されたりしておりますので、一定程度は何となくというか、分かってきているところなんですけれども、町独自の対応としては、今聞いたところでは、積極的に、要は罹患者が出た場合、学校教育、保育の場合は町独自のPCR検査をします。職場の場合どうするのか、ちょっと今聞き漏らしたんですけれども、職場、ある程度クラスターになるような人数がいるようなところは同様にしているのか、ちょっとそこだけ確認したいです。

それと、今現在というか、保健所自体のこの管内で対応能力をオーバーフローしているというような状況ではないのか、その辺をちょっとまず1点、確認させていただきたい。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 職場の関係についてお答えしたいと思います。

職場に関しましては、なかなか事業所から情報が入ってこない場合も中であって、そういう部分に対してはちょっとこちらとして対策を講じていくということとはできない部分もあるんですけれども、情報を寄せていただいているところについては、その相談に応じてPCR検査をした実績もありますし、今後もそういった事業者さんのほうから相談を受けられるように、情報収集を早くしていきたいというふうに思っています。

それと、保健所に関しましては、現在、もう町でも職員を派遣して応援体制を組んでいるような状況で、なかなか保健所自体のそういった状況がオーバーフローしているかどうかという、オーバーフローし気味だろうなというふうに思っています。

ただ、病院ですとか介護施設等の濃厚接触者の特定ですとか、そういった方の自宅療養者の健康観察などを保健所が担っていますので、そこから漏れている部分については町として対応をしていくというふうな方針でもっております。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 私のほうから、保健所の対応についてお話しさせていただきたいと思います。

町としても、保健師のほうで保健所のほうの応援のほうに行かせていただいております。もちろん事務職のほうも行っているんですけども、保健師のほうで行った場合につきましては、新規に発生しました患者様につきまして、自宅療養の方について、状況確認をさせていただく電話かけをさせていただいております。

そのほかに、自宅療養のほうで継続されている方の中で、システムのほうに入力しながら健康観察は行っていつているんですけども、自宅療養の方が直接スマホなどを用いながら自分の体調などを入力していくというような方式を取っております。その中で、例えば発熱等の症状があった方につきましては保健師のほうから連絡をしているのと、システムを使えない方につきましても保健師のほうから連絡をしているという状況があります。

そのような中で、毎日の新規発生者につきましては、その日に間に合わない場合も中にはあるんですけども、大体次の日までには必ず連絡が取れるような体制を取っているというところと、健康観察のほうにつきましても連絡が取れる体制を取ってはきているところです。

あとは、事務的な処理のところについては、やはり若干遅れが生じている部分がありますので、その部分では、うちのほうからも事務職2人体制で毎回入っております、その中で入力作業のほうのお手伝いをさせていただいているというのが現状となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） まだまだ新型コロナ、新しい、次々と変異している中で、やっぱり町民の皆さん、町内でも、さっき町長があつたけれども、2月末で119人、三桁になってきて、やはり身近なところで随分と罹患者が出たりとかということ、次はどうなるんだろうという不安を持っているところなんです。

さっきの職場に関して、職場以外の医療とか学校教育はある程度、町が積極的にPCR検査してんだなというのは何となく分かっておりましたけれども、職場の場合も、情報がつかめないというか、職場でどうしたらいいのかということが恐らく分かっていない場合もある

のかなというふうに、積極的に出したくないと思っていることはないと思うので、医療とか学校現場とか同じように職場にもそういうアナウンスを、情報提供をして、町では独自にこういうことをしていますからそうなったときはこうしてくださいというような、一定数の職場の人数があるところは事前にお知らせするというような体制をつくっていった、情報提供していったほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですが、今後の考えについて伺いしたいと思っています。

個人の場合も含めて、例えば町では罹患したときこうしますよと、さっき食料品の話も出ていましたけれども、食料品の確保もどうするのかなど思っていたんですけども、職場や団体に罹患した、そういうところで働いてる人はいいいけれども、個人でどこから持ってきたか分からないということも今も当然起きていますから、そういったことも町民の皆さんに、こういうことで、例えば食料品、生活必需品とかは町が何とかしますよというような、情報提供という部分で安心をしてもらうということが必要でないかと思うんですが、その辺のことについて考えがあれば。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 職場については、先ほども言いましたけれども、今までのところ、情報をつかむのが遅くなったりとかしているような状況で、例えばホームページに掲載をさせていただいている職場なんかもありますから、そういったところは情報として収集できているんですけども、なかなか、小さいと言ったら変ですけども、小さいようなところは公表していなかったり、ホームページがなかったりしているので、情報をつかめていなかった部分がございます。

ただ、町に直接、こういった、罹患したので、濃厚接触者の方が、罹患した人がそこに行っていたというような情報はその日のうちに入って、そこについてはPCR検査をしたりとかしていますので、そういったことは今後、周知はしていきたいというふうに考えています。

それと、個人の方ですね。食事の提供については、1度、新聞折り込みで掲載をしたと思います。そのほか、感染した場合にパルスオキシメーターですとか、あと、家族が感染した場合に家庭内でどういうふうな対策を取ったらいいかという部分は、個別に玄関前で保健師が行って説明とかもしていますので、そういった内容を周知することは今後必要かと思っておりますので、そういったことも含めて住民周知はしていきたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） やはりもう、なかなか感染を避けることというのは、先ほど町長の話の中にもありましたけれども、なかなか難しい時期にも来ていると。体に害を及ぼす部分は弱くなっているのかもしれませんが、今後どうなるかも分からない状況でもありますし、やはり町民の皆さんが今欲しがっているのは、もし感染したときどうなるんだ、私という、そういうことは随分思われているようです。何人かお話聞いているとそういうことがありましたから、個人の場合、職場の場合もやはり情報提供、もし罹患したときは町がこういうことを、PCRもしますよと、家族の人にもPCR、もし保健所でやってくれないんだったら、それは町が対応しますよとか、職場も同じように、やはりそれを今、今後やっていきたいということでしたので、早期に、そのことを含めて、特に職場と個人に再度PR、今の現状、最初に新聞折り込みしたときとまた状況は変わってきていると思うので、今後やっていくということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1答目の答弁で答えたのが基本とされているかと思います。

議員御存じのとおり、変化のスピードが、今の株プラスアルファ、派生株というのがかなり早い。ですから、我々もその変化に対してスピード感と、一方では丁寧さ、こういった相反した命題というのをしっかり抱えながら、適宜適切、そして今必要とされる情報は何なのかといったところも整理しながら、より分かりやすく情報提供に努めていきたいと考えております。

〔「情報提供」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） はい。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） これで一般質問を終了いたします。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 次に、日程第6、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第4号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

本補正予算は、令和 4 年 2 月 22 日開会第 3 回臨時会において行政報告させていただきました同日早朝からの大雪警報発令に伴う積雪量から、以降の除雪等対応に係る予算を追加する必要があると判断したことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 4 年 2 月 24 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるとのことです。

議案書 2 ページをお開き願います。

第 1 条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 96 億 6,366 万 4,000 円とするものとさせていただきます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書 3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和 3 年度むかわ町一般会計補正予算（第 14 号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4 ページの歳出により、3 ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

7 款 2 項 1 目、1630 番、除雪対策事業につきましては、これまでの除排雪に係る予算の執行状況、また、24 日以降年度内に見込まれる業務量から必要となる費用 2,900 万円、3 目、1650 番、建設機械等維持管理事務につきましては、除排雪業務に使用する建設機械に係る燃料を 100 万円追加するものとさせていただきます。

なお、財源は全額、歳入 3 ページ、10 款地方交付税とするものとさせていただきます。

以上で承認第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

承認第 4 号 専決処分につき承認を求めるとのこと（令和 3 年度むかわ町一般会計補正予算（第 14 号））に関する説明書、別冊事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般及び議案書つづり 1 ページから 3 ページまでの予算総則第 1 表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

○議長（小坂利政君） 11 番、北村議員。

マイク入れてください。

○11 番（北村 修君） 先ほどの質疑の中でもありましたけれども、除雪の体制の問題につ

いて、中心的なところはそれぞれやったなと思っているんですけども、町内全体をどのような形の計画で回るといふ、そういうルートをつくって段取りをしていたのか、そのところをいま一度明らかにしていただきたいというのが1つです。

それから、除雪の関係で、これは道路なんですけれども、私が心配してるのは公営住宅なんです。特に鶴川地区のような、1つは、公営住宅で、全体がもうかなり年月がたつことによつて、地盤沈下のような状況が起きてきています。そこにこれだけの大雪がもらさっています。そうすると、中には、解けていくときに玄関に水が浸入したりするというようなことがあるというふうに言われております。さらには、床下へのめがねのところからの浸水等々が心配されています。

こういうようなことは既に捉えているというふうに思っていますけれども、それらに対する対応はどのように検討しておられるのか、この際伺っておきたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、除雪のルートについてでございます。

基本、穂別地区、鶴川地区、それはちょっと両地区の中で委託業者を分けている形なんです、まず第1点目は通学路及びバス路線、これをまず開けていくという形でルートを進めております。また、その中で、町道の幹線的な道路が次に進めていく中で行きまして、あと道路幅によりましてちょっと使う機械が様々でございますので、その道路幅に合う機械を進めて、通学路、バス路線をまず第一優先で開けて、進めていっております。地方部におきましては、幹線的な道路を開けまして、次に補助的な道路、また枝線、住宅街の道路ということを進めていっているところでございます。

また、公営住宅につきまして、玄関先の水の侵入、これはちょっと情報としましては、情報が入ってきたときにその都度その都度対応というところを進めていく形でございますが、公営住宅の維持、また除雪対策の中で、水が浸入しないような形で、水切りまた除排雪というところを進めていく形で、また今後情報があつたときにはそのような形で進めていきたいかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の関連、1630番の除雪対策なんですけれども、今、順番どのよう

にしているかということをお聞きしたんですが、この間、例年の3倍の大雪ということで、鶴川は5台ですか、穂別3台のそういう機材で、委託も含めてやっているということなんですが、本当に頑張ってやっていただいているのは分かっている上でちょっとお聞きしたいんですけれども、道道、今、通学路も先にとっておりましたけれども、通学路ということは歩道なんですよね。実際に福住のほうから来る、小学校に曲がるまでの、子どもたちは両方歩くと言うんですよね。でも、片方の苦小牧側の歩道がもうつつるなんです。ちょっと歩いてみたんですが、今までは家の前を住んでいる方がやってくださっていたというんですが、やっぱり高齢になってくるとなかなかできなくて、結局、その歩道がもうぴっかぴかでした。もう歩くのに本当大変だったんですけれども、そういう歩道の部分の除雪が本当に遅れていたと思うんです、今回。その辺はどういうふうな対策を取っていたのかということをお聞きします。

それから、1度、道道も含む交差点の排雪のことをお願いしましたけれども、結局、その後も御近所の方はその辺の雪をそこに投げるので、また高くなって見えなくなっているというのがあったんです。それで、要するに交差点の、その新生通りと道道とこうなっているところだけじゃなくて、例えば我が家から出ていくときに、ずっと前まで行かないと見えないうらいになっているんです。例えば交差点の排雪の基準、何センチになったらやるとか、そういうのがないんでしょうか。もうともかく、右折する車に何かこうってにらまれるぐらい前へ出ないと見えないと、こっちから来ているのね。だから、そういう苦労しながら車を運転しているんです。そのこと。

それから、今、解けていますので、物すごい凸凹ですよ。もう本当に、どうにもならないぐらい凸凹なんです。結局、町道なんかでゆっくり走りますけれども、時には本当に壁にぶつかりそうになったりするところもあるんです。そんなところで、例えば事故が起きたとしたら、町道をちゃんと雪かきしていなかった町の責任みたいに言われかねませんよね。だから、そういうことも考えて、一々お願いするんですけれども、その辺の対策も強化してほしいと思っているんですけれども、考えがあれば。

それから、5台で今回の、例年の3倍の雪が降ったら、間に合いませんよね。それで、ある町では、雪かき機なんて、排雪機を貸し出しているって町もあると聞いたんですけれども、何か、5台じゃなくてもっと委託するところを増やしていくとか、そういう小型の除雪機を買って必要なところに貸すとか、これは例えですけれども、何か対策を、毎年こんなに3倍も降られたら困りますけれども、できないものかなというふうに思うんですけれども、考

えはありますか。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの質問にお答えしていきたいかと思えます。

鵜川のむかわ町の除雪体制につきましては、5台というちょっとお話をしていた形なんです。その5台という形は町有除雪車のちょっとお話でございまして、改めてちょっと除雪体制の台数をお話しさせていただきますと、鵜川地区は町有除雪車5台、穂別が2台で計7台、そのほかに業者借り上げとしまして、鵜川6台、穂別4台、計10台、今のところは17台の体制で進めていっております。大雪でこれで間に合うのかと言われてますと、ちょっと今の段階では、集められる機械という形をちょっと進めてきた形です。ただ、1月の除排雪のときには、追加として鵜川地区3台、穂別地区3台、これはまた追加借り上げをして、そのときの排雪なんです、実施してきております。

その中で、限られた機械、また、機械だけあってもオペレーターという運転手がいなければちょっと進めませんので、その体制の中でよりよい除雪を進めていきたいかと考えているところでございます。

また、交差点部の雪山のちょっと明確な基準という形なんです、何センチというところはちょっと明確にはないんですが、私たちパトロールしたときに、運転席に座って、それで交差点に止まったときに、右見て左見て、そのときに視界が確保できなければこれは雪山を取っていかねばならないと考えておりますので、これからまた順次、交差点部におきまして進めていきたいかと考えております。

また、ちょっと後先になるんですが、歩道部の除雪につきまして、2月のちょっと大雪のときの体制としましては、ちょっとまず先に通学路という話なんです、車道部を優先でちょっと開けていきまして、その後、歩道部という形を進めていった中で時間差ができて、ちょっと地区住民の方には御迷惑をおかけしたかとは思えます。

また、お話の中で、福住の歩道という形で、恐らく道道部の歩道のお話も一緒にされていたかと思うんですが、これはまた北海道と協力して情報提供しまして、それで歩道部の除雪という形もなるべく早く入ってもらうという形を、今後とも情報提供、また連携というところで進めていきたいかと考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 私はちょっと1点だけ指摘させていただきたいと思います。

先ほど11番議員さんも言われたように、町営住宅の関係なんですけれども、屋根の積雪というか、非常に極端な今年なんで、常に、うちの汐見地区の中でも町営住宅ありますので、非常に毎日気になって、対応させていただいたんですけれども、今回、特に汐見の町営住宅の場合は建設も非常に古いんで、屋根がさびています。したがって、雪が堆積する確率というか、ほとんど滑らないで堆積していますよ。今になると、雪庇というんですか、これが物すごい極端なんですよ。

先ほど答弁いただきましたように、要請を受けた場合に即座に対応しますということでしたけれども、なかなか住民にとっては、町に対して要請をして、やってくださいというような、そういうお互いのコミュニケーションが取れる状態でないんじゃないのかなという感じがしています。

したがって、道路のパトロールも含めた中で、やっぱり町営住宅の現況を確認するという、そういうパトロールも併せてやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと、もう一点、先ほどの道路の関係なんですけれども、大型除雪機がばっと行きますよ。先ほどお答えいただきましたように、両方一遍にできませんので、片側だけやって、次の日もう片側やるというような現状ですよ。そうすると、大型がだつと通っていくと、各家の入り口は全部塞がります。極端な場合、1メートルぐらい塞がってきますよね。それが1日おくとがんがらんに、スコップで全然対応できません。みんなそれが一番悩みなんです。

だから、やっぱり大型が入っていくということは、タイヤショベルでその後、各家の入り口をやっぱり除雪していく対応しないと、除雪機入って車は走るんだけど、出入りも全く大変だと、そういう苦情がもう圧倒的に多いです。だから、その辺のやっぱり大型機械とタイヤショベルとの一体的な連携を取りながら、さらに、各地域でそういう機械持っている方もおりますよ。先ほど委託の話もありました。応援の話もありましたけれども、もう少しその辺は、町内会自治会とも連携取りながら、もっともっと効率的な支援体制、連携体制を取るべきでないかなというふうに思っていますので、それで今後どのような対応をしていくか、もう一度確認させてください。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、町営住宅のパトロールの件でございます。

これは、先ほど玄関の水たまりのちょっとところで、要請があった場合という形なんです
が、屋根の雪の堆積におきましては、住宅の担当者が各団地をちょっと見て回っているとい
う実績がございます。ただ、その状況の変化によりまして、また何度も何度もというところ
に雪庇とかが進んでいくという現状もありますので、道路パトロールのとき、またあと公営
住宅の担当者が、雪が多いときにはパトロールを進めていきたいかとは考えております。

また、間口除雪の件でございます。これは永遠のテーマでございまして、うちもちょっと
除雪車のグレーダーという大型除雪車を入れているところは小型のドーザーをつけまして、
それで間口のところ等々をかけていくところはあるんですが、郊外地におきましては、トラ
ック型で行ったときには間口ができないというところの現状もでございます。

また、その中で、こちらとしても、間口除雪は除雪の作業のスピードというところも絡
んでいた中で、全部が全部ができないというのも現状でございまして、その効率、また積
雪の量というところにも関係していくところなんです、今後とも有効な、効率的な除雪と
いうところをまた模索していった中で進めていきたいかとは存じているところでございま
すので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正
予算（第14号））を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、したがって、承認第4号は原案のとおり承認するこ
とに決定いたしました。

昼食のためしばらく休憩をいたします。

再開は午後 1 時 30 分とします。

休憩 午後 零時 07 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第 7、同意第 1 号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 同意第 1 号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして御説明いたします。

本件は、本年 5 月 11 日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町宮戸 836 番地 6、高玉千代子氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第 1 号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決しま

す。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

栃丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件について御説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、苫小牧市と締結しております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に当たり、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決事件となっておりますことから、今定例会に提案するものでございます。

本町を含む東胆振1市4町では、相互に連携を図りながら、必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる圏域の形成を目的に、苫小牧市と4町との間で1対1の定住自立圏共生協定を、平成27年に締結してございます。この締結協定後に、圏域の将来像や協定に基づく具体的な取組をまとめた東胆振定住自立圏共生ビジョンを策定して、令和2年度からは、令和6年度までの新たな5年間のビジョンを策定して、広域連携の取組を今推進しているところでございます。

議案書8ページをお開きください。

このたび協定の一部を変更する協定書を締結し、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、広域連携による制度の利用支援体制の整備・充実を図り、圏域内の高齢者、障がい者等の生活安定に資するため、協定書の別表第1（2）の福祉の項目に、「成年後見制度の利用支援体制の充実」を追加するものでございます。追加した内容につきましては、この表の中に、新たな取組の内容や、苫小牧市、むかわ町のそれぞれの役割を記載してござ

います。

なお、協定書の新旧対照表につきましては、別途配付されております議案説明資料3ページに掲載してございますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、議案第8号の説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 非常に大切な問題で、よいことだというふうに思いますが、どういう仕組みでこれが実用的に運営されていくのか、活用されていくのかという点について、もう少し内容をお伺いしておきたいというふうに思うんです。

成年後見人制度、これは、基本的には必要な方が、そういう資格のある人をお願いをして、それは非常に個別的行われるという内容だというふうに思っているんですけども、これをこういう広域連携という形の中でやるというのは、どういう仕組みにして行うのかというのが1つ。

それから、むかわ町や苫小牧市の役割を明示するというふうな今説明をされましたけれども、それぞれ市町村として、1市4町なりで、どういう役割をここに持つというか、それぞれの町で違った役割を持つということなのか、そこら辺も含めて説明をお願いしたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） こちらのほうの成年後見支援制度に係る部分ですけども、今回の部分につきましては、広域実施ということで中核機関を設置していく形になります。

具体的に言いますと、苫小牧市とむかわ、厚真、安平の1市3町におきまして広域の中核機関のほうを設置していきまして、そちらのほうで成年後見のほうに関わりますコーディネートのほうを行っていただくような形を取っております。

具体的には、苫小牧社協の中に、苫小牧成年後見支援センターというものが既に稼働しております。そちらのほうに事務局を担っていただきながら、例えば、相談の申立人の検討であったりとか、受任する方の受任の調整会議、あとは家庭裁判所への申立て等の支援をしていただくという部分と、それから、市民後見人や法人後見とかの部分でのバックアップをしていく、後見人とかのバックアップをしていくような機能を、この中核機関のほうで担って

いただく形になります。

そちらのほうで市町村のほうといたしましては、一時相談、相談があった際には、市町村が窓口になりながら、こちらの広域の中核機関のほうと連携を取りながら実施を進めていくというような流れになっているものでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） よく分かったような気はしますけれども、もう1つだけ明らかにしてください。

苫小牧市の社協が中核になるのは分かりました。それで、その周りにある3つの町村については1次確認というような形でやって、そこからその中核へつなぐということなんですね。

それは、こういう成年後見人のような制度になれば、非常に難しさもあろうかと思うんです。その成年後見人を必要とする方の認識がどういう状況なのか、そしてまた、その成年後見人になれる方との関係でどうなのかというのが、いろいろ難しいことがあって、そういう上でなおかつ、それらを含めて1市3町の中核となる苫小牧社協へつなぐということになるんだろうというふうに思うんですけれども、そういう中では、なかなかこう身軽に、すぐさま相談できるのかという、そういうちょっと心配もあつたりするんですけれども、こういう広域で中核になってやるのはいいというふうに思うんですけれども、そういう面で本当に身近に対応できるということになるのかどうかということ、もうちょっと説明してください。

そして、あわせて、これを広域という形でやることによってどういうメリットになっているのか、そこもちょっともう1回説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず、身近になっていくのかという部分なんですけれども、もちろん相談窓口として町や地域包括支援センターが間に入って、御本人とその中核機関とのパイプ役をさせていただくというところがありますし、その中核機関のほうからも、その相談者のほうに面談に来ていただいたりとか、訪問とかで御相談にも乗っていただけるような体制を取っておりますので、そういう中で身近に相談できるような形というものはつくっていきけるのかなというふうに考えているところです。

あと、広域によるメリットというところなんですけれども、やはり成年後見支援制度、なかなか難しい複雑な制度になっておりますので、そこに専門職がしっかり入っていただいた中で、

いろいろなケースの相談を通じて行っている方が窓口となってやっていただけることによりまして、よりスムーズにできるという部分を考えておりますので、そのようなメリットがあるかなというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第9号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 議案第9号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設名は、むかわ町鶴川厚生病院。

所在地は、むかわ町美幸1丁目86番地です。

むかわ町鶴川厚生病院につきましては、平成20年3月1日に開設し、それ以降、これまでの間、北海道厚生農業協同組合連合会を指定管理者として指定していたところでございます。令和4年3月31日をもって、この指定期間が終了することから、公募によらない選定により、引き続いて、札幌市中央区北4条西1丁目1番地、北海道厚生農業協同組合連合会、代表理事会長、中瀬省氏を、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。御審議、御決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この際ですから、伺っておきたい。

この案件は、10年間に及ぶ指定管理者としての契約ということになるものでございます。この厚生病院については、私たちにとっては欠かすことのできない大切なものでありますから、この契約書のほうには何ら異議はございませんが、しかし、この10年間にわたるという長期ということでもありますし、やっぱりこの間の10年間を含めて、今回のコロナの対応の問題等々、様々なことが出てきております。

そうした中で、私どもは、この病院との契約の中で、損失部分については補填をするという約束になっています。それもなかなか重い負担にもなりつつあるというのも実態であります。そういうようなことをいろいろ考えてみますと、やっぱりこういう折に、指定管理者としてどういうふうにやっていただくのか、町としてはどういう要望を持ってここに当たっていくのか、そういう協議がしっかりなされた上での指定管理者としての契約、しないと言われたら困りますから弱い点もありますけれども、率直に言えば、しかし、そこでちゃんとしなければならないことはならないというふうに思っているんです。ですから、そういう点で、今回の場合にどのような協議をなされてきたのかと。特に、今回のような、降って湧いたようなこのコロナの問題なんかも含めた対応では、いろんなことがありました。そういう点では、どういうふうなことを、こうした経験も踏まえながらこの協議をしていって、今回こういう協定になったのか。そこら辺のところはあるというふうに思っておりますが、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 基本協定、指定管理の10年間というところでございます。

まず、平成20年3月1日に開設したということで、第1回目については4年間の指定管理を行っております。2回目につきましては、平成24年4月1日から、今回、3月31日までの間、同様に今後10年ということでありまして。

委員おっしゃられたとおり、厚生病院、地域において非常に大切な医療機関でございます。そのため、安定した部分と安心した部分を求めるということで、前回と同様に10年間というふうにさせていただいております。

また、損失補填、赤字の部分の補填するところにつきましても、厚生連さん、ほかの部分も施設がございます。北海道厚生連については、ほかの施設もございますので、この点については、厚生病院と診療所所在地の市町、町長会議等で情報交換等をしたりして、適正なものではあるんですけども、どのように行っているかというところも情報交換を進めているところでございます。

また、基本協定書に基づいて10年間行ってというところでございますが、コロナ、また、その前の震災時等々、不測、予測のできない条項も出てくるところでございます。もちろんその都度、厚生病院、厚生連と協議しながら、どのようなところが一番求められるところなのかというところで進めてございます。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうからは、厚生病院のコロナにおける対応状況ということで御報告をしたいと思います。

厚生病院につきましては、コロナの対策本部会議に随時出席をさせていただいております。その中で、町内におけるコロナの感染状況等々、情報共有をしながら、また、必要な情報についても病院側からも提供を受けているという状況でございます。また、緊急を要するコロナのPCR検査についても、厚生病院を通じて検査体制を確立し、速やかな対応をいただいているというところでございます。この間、厚生病院さんには大変お世話になっているというところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、成田課長が言われたことでも、それはよく分かるんですけど

も、しかし、これから10年間に向かうに当たって、やっぱり町民の中からいろんな御意見も出されているのは事実だというふうに思うんです。そこら辺を含めて、もうちょっとこうやはり突っ込んだ議論はあってもよかったんじゃないか。

前進的に言えば、例えば、かかりつけ医というのは、むかわ町民であれば、むかわ地区の人であれば、厚生病院ということになるわけです。だから、そういうのがどのくらいあって、それをお互いにどう高めていくとか、そういうようなことを含めた対応をしながら、やっぱり我々も、ある意味では経営にも関わっていかなきゃいけないんで、損失なんかもできれば少なくなるような、そういうふうなためには、やっぱり病院としてのそれなりの努力といえますか、そういうものもお願いをしなきゃならないというふうに思うんです。

だから、そういうふうなことを含めたいろんなこの取組というのは、僕はあってしかるべきだなと。そういうことを、お互いに心が通い合うように、やっぱり必要なものを詰めていくという、そういう協議がもっとあっていいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうだったんですか。もう一度伺います。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） これからの10年間に向けてというところでございます。

町民のかかりつけ医ということで、そのような位置づけの中、進んでいるところでありますが、どのように診療というか、かかればいいのかというところについても、情報は、広報等で毎月当番医を出しておりまして、プラスアルファとして、下のほうにトピックスといえますか、例えば人間ドックの受け方であるとか、そういうところを載せているところがあります。

また、町民からの御意見というところでございますが、町に厚生病院運営協議会というのを設置してございます。委員は10名で構成されております。各見識者ということで、参加していただいております。その中で、年2回なり3回というところでございますが開催をして、意見をお聞きしながら病院の運営について進めているというところでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第10号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（藤田浩樹君） 議案第10号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、穂別稲里417番地1の樹海温泉はくあ及び穂別32番地2の樹海温泉ほべつでございまして、現行の指定管理が令和4年3月31日をもって期間満了することから、引き続き指定管理制度を継続するものでございます。

指定管理者の募集につきましては、公募によらない選定でございまして、現指定管理者であります株式会社シオニーを候補者として通知しまして、本年1月31日に指定管理者指定申請の提出がございました。むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条に基づく選定委員会を同年2月17日に開催し、事業計画、内容等の審議を踏まえ、指定管理者としての選定をしたところでございます。

ただいま御説明申し上げた選考過程によりまして、指定管理者を、むかわ町穂別稲里417番地1、株式会社シオニー、代表取締役、吉川敬一氏を、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、野田議員。

○12番（野田省一君） ほべつの湯なんですけれども、ちょっとさきの一般質問でもさせていただいて、ボイラーの状況が非常にもう劣化しているということで、もういつ壊れてもおかしくないんだみたいな認識はあるということだったんですけれども、今回この契約に当たって、何かその辺について、前回のときは十分配慮して契約するんだというようなお答えをいただいていたけれども、その辺何か変更したり、あるいは指定管理者になろうとする者がそういったような要望等が出たりは、その辺確認をさせてください。

○議長（小坂利政君） 藤田経済恐竜戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（藤田浩樹君） お答えいたします。

指定管理期間については、これまで5年間ということでしたが、今回、今後のまちなか再生検討会の議論、また、公共施設管理計画に基づきまして施設の整備とか変更される可能性が高いことから、この期間を3年間ということにさせていただいて、指定管理の期間を決めております。

また、指定管理者のほうから特に要望というものはございませんが、確かに老朽化している部分には修繕の要望とか、その都度確認しております。当課、当室、当方としても対応しているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） その要望等は今回特に盛らなかったということですか、ボイラーの関係ですけれども。ボイラーで、例えばですけれども、営業できなくなったときに補償するとか、その辺とか、そういうようなことに関して変更はなかったんですか。

○議長（小坂利政君） 藤田経済恐竜戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（藤田浩樹君） 指定管理者のほうから、ボイラーについては特に今回に関しては要望等はありませんでしたが、今後要望等がございましたら適宜対応したいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっと関連で伺いますけれども、指定管理者として受けていただくということですね。ということは、町の施設は、それなりにちゃんとしたものでなければならぬですね。

この間ずっと、12番議員からもボイラーのことずっと出ています。実際に、このボイラーは、本当にすぐ修理しなければならないものなのか。それとも、指定管理者のほうから何もなかったというんですから、これまで質問で出ていたような状況ではないのか。事実はどうなんですか。そのボイラー、ボイラーと出ていますけれども、ボイラーは大丈夫ということに契約したということになるのではないかと思います。聞いていたんですけれども、その辺の事実、ちゃんとした設備のものを指定管理で受けていただくんじゃないかなって思っていますよ。今すぐ直さなければならないようなものをつけたまま、指定管理者の方に経営、運営してもらおうということにはなりませんでしょう。だから、そのボイラーと出ているところが、実際はどうなっているのでしょうか。もちろん見て分かるでしょうし、町としてはどういう認識なんですか。老朽化したボイラー、老朽化したボイラーと、ずっとこの間聞かされていますから、私ども。町としては、そのボイラーは3年間は大丈夫とと思っているんですか。

○議長（小坂利政君） 加藤経済恐竜戦略室室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうから御回答させていただきます。

この間、今担当からもお話あったとおり、施設そのものは老朽化していることは間違いないところがございます。しかしながら、これまた繰り返しになってしまいますけれども、適時修理をする中で、今のところ大丈夫というか、極端な、施設が駄目になるような状況にはないというふうに判断をさせていただいております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第11号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（藤田浩樹君） 議案第11号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、穂別稲里533番8ほかの穂別豊進国民休養地野営場、穂別キャンプ場でございます。現行の指定管理が令和4年3月31日をもって期間満了することから、引き続き指定管理制度を継続するものでございます。

指定管理者の募集につきましては、公募によらない選定でございまして、現指定管理者であります株式会社シオニーを候補者として通知しまして、指定管理者指定申請の提出がございました。むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条に基づく選定委員会を2月17日に開催し、事業計画、内容等の審議を踏まえ、指定管理者として選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者を、むかわ町穂別稲里417番地1、株式会社シオニー、代表取締役、吉川敬一氏を、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第12号 むかわ町特定教育・保育の実施に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 議案第12号 むかわ町特定教育・保育の実施に関する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書15ページ、議案第12号をお開き願います。

条例案につきましては、令和4年4月1日より、むかわ町さくら認定こども園を法人運営の公私連携型保育所に移行することに伴い、特定教育・保育の実施に関し、所要の整備を行うものであります。

詳細につきましては規則で定めることとなりますが、支給認定や保育料等につきましては現行からの変更はございません。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町特定教育・保育の実施に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第13号 むかわ町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤野農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 議案第13号 むかわ町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例案につきまして御説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

本件は、令和4年度より、むかわ町畜産担い手育成総合整備事業が実施されることに伴い、受益者負担金の徴収について必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

説明の関係上、別に配付しております議案説明資料の5ページをお開き願います。

条例を制定する趣旨であります。令和4年度より、胆振中東部地区で計画されておしま

す公社営草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備事業、再編整備事業が実施されることに伴いまして、むかわ町におきましても事業対象となる者がおりますので、事業に伴う受益者負担金について、地方自治法の規定に基づき、徴収に関する事項を定めるものです。

制定の背景といたしましては、令和3年度に、同事業の活用、施行の地区選定が北海道に承認されたことから、令和4年度より事業着手されます。

当事業は、酪農、畜産を取り巻く厳しい生産環境の中、自給飼料の生産コスト低減、品質向上、労働力の軽減、経営体質の強化に向け、生産力が低下した既存の草地の整備を行い、良質な粗飼料の確保、低コストで生産性の高い経営体の育成を促進するものであります。

また、事業主体であります北海道農業公社が入札及び事業に要した受益者負担金に対し、活用、施行する地元市町村が農業公社に代わり徴収することとされており、むかわ町においても受益者負担金の徴収について必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

むかわ町が関係いたします令和4年度から7年度までの事業概要につきましては、3番に記載のとおりですので、お読み取り願います。

分担金の算定方法ですが、事業費から国・道の補助金相当額を差し引いた額が分担金となり、受益者負担金となります。

それでは、条例について説明させていただきますので、議案書17ページにお戻りください。

第1条は条例の設置について規定するものでして、北海道農業公社が実施しております畜産担い手育成総合整備事業を活用、施行するに当たり分担金の徴収が生じますので、必要な事項を定めるものです。

第2条から第3条は、分担金の徴収及び額について、第4条では、その分担金の徴収方法及び徴収時期を、第5条から第6条においては、分担金の減免と督促等の方法を定め、終わりに、意義として第7条を定めます。

また、第7条におけます別に定めるものとして、同条例施行規則を制定することとしておりますので、申し添えます。

なお、施行日は、即日施行として、この後の議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算にて積立て額を計上しておりますことを申し添えまして、議案第13号のむかわ町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） この草地改良事業は、実は、令和2年まで北海道農業公社がやっていたものの変化型というふうに見受けられます。今ちょっとずっと見ていたんですけども、何ら今まで、令和2年前と変わらないんです。変わりあるのは行政がかんだということで、わざわざ人手の足りない行政がどうしてここでかんでいるのかということのいきさつをまずお伺いしたいのが1つと、それから、令和3年、本当は継続で、令和2年以降にも継続事業としてやるやつが1年遅れた。1年遅れたので、令和4年から、計画どおり1年遅れた形の中でやるんですけども、こういう形がどうして生まれたか、そのいきさつをお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 議員御指摘のとおり、この当該事業に関する大きな見直しの際に、これらの公社への事業について、これまで公社が行ってきた分担金の徴収を、それぞれ該当する市町村のほうで行うようにということで取扱いが統一され、道庁のほうから通知があって対応をしているという内容でございます。

2つ目の御質問の、どうしてこのような立てつけになったのかということ、その事業の遅れの部分については、ちょっと私ども、今回当該事業が町のほうを経由していないということ、ことでちょっと承知しておりませんので、御理解を願えればと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号 むかわ町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書19ページ、議案第14号をお開き願います。

この改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料7ページ、議案第14号資料の改正概要をお開き願います。

今回の改正は、法律、政令の改正に併せまして規定の明確化や所要規定を整備することのほか、第2条で、医療分の課税限度額を「61万円」を「65万円」に、第5条で、医療分の均等割額「2万9,000円」を「2万8,000円」に改正してございます。また、23条では、法規定の新設に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について、新たに規定をしているところでございます。

説明の都合上、説明資料の9ページ、新旧対照表のほうをお開きください。

本則中、まず、「国民健康保険の被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加えまして、「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」にそれぞれ改めてございます。

次に、第2条第2項及び第23条第1項中、「61万円」を「65万円」に、第5条中、「2万9,000円」を「2万8,000円」に、第5条の2第1号中、「第23条」を「第23条第1項」に改め、10ページのほうに行きまして、第6条中、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、第13条中、「同条」を「その減額後」に、第23条中、「法第703条の5」を「法第

703条の5第1項」に改め、次の11ページです、同条第1号ア中、「2万300円」を「1万9,600円」に、同条第2号ア中、「1万4,500円」を「1万4,000円」に、12ページに行きます、同条第3号ア中、「5,800円」を「5,600円」に改め、同条第2項として、未就学児童被保険者均等割額の減額について、新たに規定をしております。

次に、13ページです。

第23条の2中、「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加えております。

次、14ページ、附則のほうでございますが、附則第4項中、「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中、「第23条」を「第23条第1項」に改正をしております。

議案書のほう20ページ、議案第14号のほうへ戻っていただきたいと思っております。

附則におきまして、この条例は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 議案説明資料でお尋ねします、7ページ。

限度額が、61万円から65万円に4万円プラスされると。それから、5条の均等割額を、2万9,000円を1,000円引き下げて2万8,000円にすると。これによって影響を受ける方々は、何世帯、何人になるのか、それぞれ教えてください。

それから、23条の未就学児の均等割が、就学前、半額軽減されるんですけども、これについても、何人で、どれぐらいなるのか伺います。

それから、2つ目は、健康保険法が改正されたということで、国の限度額も上がったということのようなんですけれども、このコロナ禍もあって非常に厳しい経済状況の中で、たとえ限度額であろうと国保税が引き上げられるということは、そもそも決して安くないわけですか

ら、やっぱりどうして今なのかなというふうな思いは拭えないんですけれども、引き上げたのはなぜなのか。また、均等割を制限引き下げているんですけれども、どうせ引き下げるのなら、もう少しいっぱい引き下げたらよかったのにとかというふうに思うんです。差引き、限度額上げて、限度額下げて、その辺の収入がどのぐらいになっていくのかということを取りあえず伺います。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） ちょっとたくさん質問されたので、1つずついきたいと思えます。

まず、限度額の関係でございます。

限度額超過世帯につきましては77世帯、影響額のほうでは317万9,000円と試算をしております。

続きまして、均等割を下げる影響のほうでございますが、医療分の均等割を1人1,000円ずつ下げますので、試算したときの被保険者数が2,160人ございます。2,160人、皆さんの均等割が1,000円下がるということになります。影響額については、マイナスで135万9,000円ということで試算をしております。

未就学児の軽減の関係でございます。

こちらの対象人員は85人、影響額のほうで124万3,800円ということで試算をしているところでございます。

また、限度額、なぜ今なのかという御質問でございます。

国における国税の限度額につきましては、これまでも被用者保険におけるルールとのバランスを考慮いたしまして、賦課限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に引上げがされてきているところでございます。

令和3年度の賦課限度額につきましては、コロナ禍の状況を見通せなかったということで国の基準のほうは引下げが見送られまして、本町のほうも見送ったという経過がございます。令和3年度の賦課限度額は、国基準が99万円、本町が96万円で、3万円の差でございました。しかし、令和4年度から国の基準が3万円引き上げ、102万円になるということになりました。6万円の差となります。国基準は、来年度以降も超過世帯割合が1.5%に近づくまで引き上げられることが予想されるところでございます。

このような状況の中でございますが、賦課限度額を引き上げないとすれば、高所得者層の負担は変わりませんが、その分は中間所得者層に負担がのしかかることとなりますので、本

町においても賦課限度額を早期に国基準に合わせ、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得層増の負担を加護し、高所得者層と中間所得者層の負担のバランスを図る必要があるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 2,160人、加入人数ということなのですが、世帯数がちょっと漏れていたの伺います。

それから、確認なんですけれども、限度額を引き上げると、それから均等割を下げることで、マイナス135万9,000円ということですか。収入として減るという意味なのかな、そういうことをおっしゃったのかな。

世帯だけ教えてください。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） すみません。世帯数が1,264世帯でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の中でちょっと関連して御質問しますが、ただこれを黙って聞いていると、高所得者と中間所得者の差をなくして、その穴埋めをするんだというような、ただ国の制度がそういうふうになったから、我が町もそれに移行してそのままやっていくということであれば、私は、むかわ町という独自性の中で、そういうものを国が示したものであっても、むかわ町独自のそういうものというものがあってもしかるべきでないかなというものがあるんですが、その点についての内部協議というものは今日までなされてきたのかどうか、その点についてちょっとお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 内部協議、当然やってきておりますけれども、先ほど課長が説明しましたように、本来102万円のところでありますけれども、今回、コロナ禍ということもまだ引き続けているということも含めまして、100万円というところで、そこは若干落としていたところでもあります。そこは独自性であります。

また、保険料率につきましても、本来、今回引上げのパーセントになるわけでありましてけれども、ここにつきましても、こういった経済状況等も踏まえて、昨年同様に据え置いているということもございますし、先ほど申し上げましたように、均等割の1,000円を下げたというようにところで、十分かどうかというのは、町としましても一定程度の独自性といいま

すか、引上げをしながら、今回決めてきているところでもあります。

そういった中で、今回、事業基金の繰入れというのも図りながら運営をしていくということで、組立てをしているところでもあります。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） いずれにしても単純な話ですけれども、例えば、4万円上げて、1,000円以下下げられるのだというような捉え方もできるんです。そして、その金額が103万しかない。これだったら、むかわ独自で、こういったものを据え置いてでも、むかわの独自性を生かすためのものというものを、私は、このコロナ禍時代ですから大変だというのは分かりますけれども、やはりそこを乗り切って、町民の皆さんに負担をかけないような状況をつくり出していく、そういうものも行政の役割でないのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 国保税につきましては、今、道一元化ということでやっております。そういった中では、将来的には道一律にしていくことになっております。その中で、暫定期間として町の今までの取組を継続しながら、少しずつ近づけているところでもあります。将来的には、全道一律というような流れになっていくものかというふうに思っています。

本町についても、この間、数年にわたりまして、標準保険税率というものを少しでも下げながらというか、町独自で下げてきているところでもございますので、そういった中で御理解をいただきたいなというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つ、2つ伺います。

まず、この均等割を1,000円下げたという根拠について伺います。これは、今回の国の健康保険法の改正に伴って自動的にそういうふうにしたのか、それとも何らかの根拠を持ってやったのかということと、それから、それがなぜ1,000円だったのかという点について、もう一度伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 均等割の関係でございます。

均等割1,000円につきましては、こちらは道の標準税率と比較いたしまして本町のほうが若干高いということもありましたので、その分で1,000円を今回下げさせていただきました。

それに当たりましては、当然1,000円下げたときの税収がどうなるかというところを全部計算いたしまして、今回、1,000円なら可能だということで、1,000円下げるということで決定をさせていただいたということになりますので、御理解をお願いします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 限度額を上げるのは、いわゆる保険法改正によって、それに合わせていくと、できるだけ近づけていくという形の改正になっています。そこは、そういう状況だから上げざるを得ないなという判断をしたんだらうというふうに思います。

そこで、その均等割を、今なぜお伺いしたかといったら、それは、いわゆる法律とは関係ないということになるわけです。それであれば、そういう全道レベルと比較したら、うちのほうがちょっと高かったからそれを下げる、そういうことじゃなくて、やっぱり我が町の現状として被保険者の皆さんがどういう状況になっているかということをもっとちゃんと鑑みながら、いわゆる国民保険税の滞納等々も判断をしながら、もっとその額の決め方というのがあってよかったんじゃないかと。これから限度額を上げて300万以上の収益になるけれども、1,000円均等割を下げたって、180万が保険者としてはプラスになるよというような仕掛けなんです。そうであれば、せめてここに出てくる180万ぐらいは、この均等割を、あるいは世帯割を引き下げるようなところに回すということだっただけで考えられるんじゃないですか。やっぱりそういうふうな善処ある対応というのが、先ほどからも言われていましたけれども、そういうことが必要じゃなかったかというふうに思うんだけど、その辺の見解について改めて伺う。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） ただいまの御質問の案件でございますけれども、当然本町といたしましても、均等割額の引下げにつきましては、いろいろ議論をしてきてございます。令和12年に全道の統一保険料というものが目指されるように、今、道の運営方針の中には目標が定められてございます。それに向けて本町のほうも、令和12年に向けて全道の基準に合わせていくような形を取っているところでございます。

賦課限度額のほう、さっき国のほうは102万と上げましたけれども、うちのほうはまだ100万円、今回上げて100万円でございます。これは、一気に上げるというような選択もありましたけれども、コロナ禍という状況もございますし、また、高所得者であろうとも一度に上げるのはいかなものかということもありましたので、2年間かけて上げたいということで、今回医療分だけ4万円を上げさせていただくというようなことに決めさせてもらったと

ころでございます。

それで、先ほど言った、均等割のほかに平等割という下げ方もあったじゃないかというお話でございましたが、均等割、平等割のほうは若干本町のほうが高かったわけでございますが、所得割のほうの本町のほうがパーセンテージが低いということもございまして、それを一気にいじるだとかどうかというところもございました。それで、運営協議会のほうに諮問した段階で、限度額については、高所得者層の部分につきましては、なるべく早い時期に限度額は国基準に合わせるというような附帯意見もいただいております。また、保険税率のほうにつきましては、町民のほうに急激な負担とならないように配慮してあげるようにということで意見をいただきましたので、今回はこのようにさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 国保運営協議会の皆さんは本当に優しいんだなというふうに思いますけれども、私として、この被保険者の皆さんと接する中で、そして、残念けれども保険料も払えないとなって滞納している方々なんかにもお話を聞くと、やっぱりその点は何とかしなきゃいけないなと絶えず思っているところです。

そこで、今、町として令和12年と、北海道として国保の統一事業で全道統一料金にするという立場からそういうふうになっている。しかし、だからそれでいいんだという問題ではないと思うんです。各地で、それぞれの自前の財源をつぎ込んで保険税の軽減をしたりしている、均等割を下げたりしているというところもあります。今度、国が5割持つ子どもの均等割についても、先取りして、それを5割じゃなくて全額やっているところもある。これはなぜか。やっぱり重い負担を助けて、よい暮らしをしてもらいたいという立場からやっている。そして、そういう運動が、今度の道が一律に決めようとするその額が、そういうことによって、それがまともには取られるんじゃないで、それが少しでも下げられるんだったらいいことだなと思って自治体は頑張っているんだというふうに私は思うんです。

我が町は、残念ながら国保会計に独自の財源負担というのはしていないから、こういう状況になって、一方で上がれば一方で下げるかという、こういう調整しかないんだけれども、被保険者のことを考えると、やっぱりそういう対応があつていいと思う。やっぱりそういう立場で、この国保事業、道が一律にするという、やっぱりその前だけでもせめて、そして、そうなったときに高くないように今からでも頑張っていこうという、こういう姿勢が各自治体必要だと思うんです。そういう点についてどんなふうな議論をされていたのかと

いうこと、改めてお伺いをしておきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 町の今までの経過と申しますか、流れもございまして、ある程度独自でやってきている、先ほども御説明申し上げました。そういった中で、均等割については、先ほど課長申したように、むかわ町のほうが道の標準で定めている額よりも低いということもございまして。そこはそのまま据え置いているということもございまして、所得割についても昨年同様に据え置いて、そこも自主的に引下げされている形に、標準から見ると引下げされている形になっております。そういった中で、今、事業基金のほうから予算上1,250万ほど繰り入れて事業を回すということでございまして、事業基金については、もともと町の一般会計から出されて積んでいたものでございまして。そういった中では、町の補填をしながら進めてきているということで御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 実務の関係については、今、担当のほうから説明があったとおりの提案をさせていただいています。その間においても、国保の運営協議会、町の中においてもしっかりと議論して、ここに至っているところでございます。

そして、この国保の保険制度の問題、構造的問題を、1自治体ができる限界というのもあるかと思えます。ですから、将来にわたって持続可能な医療保険制度というものを構築するに当たって、我々としても自分たちの町で負担をできるだけ下げながらも、訴えかけるところは、この間も随時、北海道なり、あるいは国なりに、制度についての充実、一部負担というのを、1自治体だとか、地域実情だからというところで問題を転嫁しないでほしいといったところも訴えかけてきておりますので、今後についても、安定的な運営、町村の自治を、さらに財政支援、こういったところのさらなる拡充をしっかりと訴えかけていければなと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、議案第15号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 議案第15号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

本条例は、地籍成果管理システムの完成に伴い、地籍調査成果物及び地図等の交付項目の追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

これまで、地籍調査成果は紙ベースの成果を複写にて発行しておりましたが、地籍成果管理システムによりデジタル化され、これまでその土地の1筆、1地番です、に係る情報を一元化発行できることから、その発行手数料の追加に係る改正を行おうとするものでございます。

また、むかわ町のG Iシステムにおける航空写真の発行手数料におきましても、併せて追加改正するものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料21ページ、議案第15号資料、新旧対照表を御覧願います。

別表において、27の部、地籍調査の成果の閲覧、複写に関するものの中、第6号として「一筆成果情報」「1筆につき」「1,000円」を、29の部、地図等の交付に関するものの中、第6号として「航空写真」「1件につき」「500円」を追加するものでございます。

議案書21ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例の施行日を令和4年4月1日としております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ちょっと1点だけお伺いしたいんですが、令和4年から供用開始されるという地籍数値情報化システム、こういったもののほかに航空写真の交付事業があるということなんですけれども、ちょっと教えていただきたいのは、具体的に利用の用途というのはどういうものがあるのか。例えば、山林だとか、農地だとか、宅地だとか、そういったものの利用というのが多くなってきているという、そういう状況なのか。その辺の利用の用途についてちょっと教えてください。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

航空写真の用途としましては、多岐にわたっております。山林の中におきましても、うちのGISシステムの中で地番も重ね合わせることができますので、この土地の境界が、大体の目安でございますけれども、この辺にあるというところとか、また農地におきましても、隣の境界がここにあるとか、そういうところは一目で分かるというところの資料でございますので、真っさらの地籍図で見るより、航空写真に合わせ重ねた中でいきますとより見やすいというところでの航空写真の必要性の需要というのはかなりあるところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 具体的な利用の用途ということで中身は分かったんですけれども、実際に利用される中身というのは、売買を目的としたそういったものに利用されるのか。あとは自分の土地の確認をしたいという、そういう状況の用途もあるのか。重ね合わせるのは分かるんですけれども、どういうふうにご利用されているのか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 主な用途といたしますと、自分の土地の確認という形の用途がほぼ多いかと存じているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第16、議案第16号 むかわ町高齢者憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 議案第16号 むかわ町高齢者憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書23ページ、議案第16号をお開き願います。

本件は、稲里地区及び栄和地区の高齢者の心身と健康と社会活動の促進を図るための拠点としての施設を統合し、老朽化が進んでいる旧施設を廃止することに伴い、条例を廃止するものです。

説明の都合上、議案説明資料23ページをお開き願います。

令和元年11月より地域自治会役員や老人クラブの方々と協議を開始しまして、合意を得まして、環境整備を行った上で、栄和地区におきましては、令和3年11月に栄和荘から仁和町民会館に統合し、稲里地区については、令和2年5月にほたるの家から稲里農作業準備休憩場に統合されております。

議案書19ページにお戻り願います。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案の説明を終わります。御審議、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 私、仁和に住んでいるものですから、ちょっと具体的に、栄和荘ですけれども、これは今後どういうふうにしていく予定なのか、1つだけお伺いしたい。

それから、仁和の町民会館、平成14年と書いてあるんですが、これは増改築後の年というふうに理解していいのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（小坂利政君） 長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 栄和荘の今後の活用という部分なんですけれども、まだ活用の部分ではいろいろと考えていない状況なので、今後、財務グループとも協議を重ねまして決定していきたいと考えております。

あと、資料の平成14年というところなんですけれども、これは建設したときの年数です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号 むかわ町高齢者憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号から議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第17、議案第17号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第15号）から日程第23、議案第23号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題とします。

議案第17号から議案第23号までの7件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第17号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第15号）から議案第23号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）まで、一括して御説明申し上げます。

議案書は25ページをお開き願います。

初めに、議案第17号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第15号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算等の関係から繰越事業となるものの町の令和3年度予算として追加する必要がある事業、年度内に事務事業を推進するために必要な費用を追加するほか、各事務事業の実行予算による整理が中心となっております。

各費目の説明につきましては、主要なものを説明させていただきます。

議案書第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,516万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億8,850万1,000円とするものでございます。

補正する款、項及び補正後の金額は、議案書26ページから31ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

議案書32ページをお開き願います。

第2条繰越明許費の補正の件、第2表繰越明許費補正でございますが、追加につきましては、現在執行中の有明地区辺地共聴施設整備事業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、半導体不足等に伴い、部品調達に時間を要することから年度内の進行が難しいとの事業者からの申出があり、繰越設定するほか、残る3事業につきましては、事業執行は令和4年度になるものの、国の補正予算の関係で、本補正予算で追加する必要がある事業に係るものでございます。

下段の変更につきましては、繰越事業として執行しております各施設個別施設計画策定業務の契約金額の確定に伴い、減額変更をするものでございます。

次に、議案書33ページにお移りいただきまして、第3条地方債の補正の件、第3表地方債補正でございますが、追加の1件は、有明地区辺地共聴施設整備事業の予算を追加した際の財源を財政調整基金としておりましたが、その後の過疎対策事業債の活用に係る申請を行いましたことから、新たに限度額を定めるものでございます。

34ページにお移りいただきまして、変更、廃止につきましては、事務事業に係る限度額見込みにより増減するものでございまして、必要な事務事業で財源振替を行うものでございます。

次に、議案書35ページにお移りいただきまして、第4条債務負担行為の件、第4表、新たな債務負担行為の設定でございますが、4月1日からの業務に係る契約執行について年度内に契約行為を進める必要がありますオロロップ公園維持管理業務につきまして、ゼロ町債として設定するものでございます。

なお、今後も、翌年度当初から執行する業務で、年度内に入札等、契約行為を進める必要がある業務につきましては、必要な時期に債務負担行為設定の補正を提案し、議決いただきたいと考えてございます。

次に、補正の内容につきまして、別冊で配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第15号）に関する説明書3ページの歳入から御説明申し上げます。

1款町税2,283万3,000円の追加につきましては、2項固定資産税、現年課税分において新型コロナウイルス感染症特例に伴う軽減分の確定及び償却資産の課税標準額の減、4項町たばこ税において増税に伴う離煙により減少するもの、1項町民税において課税標準額となります個人の前年度所得の増、町内法人の景況による法人税割の増、また、いずれの項目においても滞納繰越しに係る収納額の増が見込まれるものでございます。

なお、新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少した中小事業者等の固定資産税コロナ特例に係る減収見込額は1,110万円となっており、年度内に特例交付金により補填される見込みでございます。

4ページ上段、2款地方譲与税につきましては、北海道からの交付見込額の通知に基づき、森林環境譲与税を28万1,000円減額するものでございます。

10款地方交付税につきましては、令和3年度普通交付税確定値は39億4,172万3,000円となったところですが、当初予算及びこれまでの除雪対策費用の財源として計上した既定額との差額3億172万3,000円、あわせて、当初予算で4億円を計上してございます特別交付税につきましては、少なくとも震災前年度の交付額4億3,000万円を下らないと見込むことから、当初予算との差額3,000万円、合わせて3億3,172万3,000円を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては、学校行事等による給食提供日数の減、また児童クラブにおける登録児童数の見込み減などにより222万4,000円を減額するものでございます。

13款使用料及び手数料につきましては、それぞれの事業の最終見込額により補正するもので、多くの費目で減額するものの、使用料ではカムイサウルス商標登録使用料、公営住宅現年分、手数料では介護サービス計画手数料が増加し、全体で115万2,000円追加するものでございます。

6ページ、14款国庫支出金につきましては、各事業の実績の見込みによる整理でございますが、全体で2,579万7,000円の減額となっております。その中におきまして予算を追加する主な内容につきましては、補助金、6ページ下段、地域公共交通確保維持改善事業は補助限度額の改定で300万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はこれまでの各省庁で実施しております感染対策事業に係る地方負担額に対し614万円の交付が見込まれるほか、7ページ上段、社会保障・税番号制度システム整備事業及び保育対策総合支援事業はそれぞれの繰越事業に係るもので272万8,000円、90万円となっております。一方で、アイヌ政策推進交付金につきましては、予定していた穂別地区バス更新を令和4年度の交付金を活用し整備することとしたことから減額となるものでございます。

7ページ下段から10ページ中段までの15款道支出金につきましては、各事業の実績見込みによる整理で増減となっております。全体で8,721万8,000円の減額となっております。その中におきまして予算を追加する主な内容につきましては、補助金、8ページ中段、オリンピック、ホストタウン事業に係る補助金14万5,000円、9ページ下段、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に126万7,000円、エゾシカ捕獲対策に係る農村環境保全対策事業に

229万6,000円の追加配分などがございまして、一方で、林業・木材構造改革事業につきましては、苫小牧広域森林組合製材工場整備に係る間接補助金の交付決定内容から6,164万円減額となるものでございます。

10ページ中段、16款財産収入につきましては、定期預金の利率が見込みより低利であったことに伴う減額がございしますが、光ネットワーク回線等貸付料、信用金庫法に基づく苫小牧信用金庫会員脱退に係る出資金返還、立木等売払収入が見込みより上回ったことから、全体で746万6,000円を追加するものでございます。

12ページ、17款寄附金につきましては、ふるさと納税による納付額が当初予算措置から大きく上回ることが見込まれることから2,300万円を追加するほか、1,001万2,000円につきましては、第4回定例会以降、採納した一般寄附金2件でございまして、1件は、令和4年1月13日付で苫小牧市表町3丁目1-12第2CKビル4階、苫小牧地区サッカー協会会長、戸村真規様から、北海道胆振東部地震からの復興支援としての寄附の申出があり、1万1,120円を採納いたしました。この寄附金につきましては、胆振東部地震対策基金に積立てし、後年度以降の活用を図らせていただきます。2件目は、令和4年1月20日付でむかわ町穂別富内59番地、株式会社山越組、代表取締役、山越早苗様から、恐竜ワールド構想の推進に役立ててほしい旨、寄附の申出があり、1,000万円を採納いたしました。この寄附金につきましては、恐竜の卵基金に積立てし、後年度以降の構想の推進事業に活用させていただきます。

18款、各基金からの繰入金につきましては、充当事業の確定、決算見込みにより整理したものでございます。

なお、財政調整基金は、当初予算財源調整に繰り入れた分2億8,000万円、補正予算で活用した金額、合わせて3億490万9,000円を減額し、補正後の繰入れ見込額は6,093万6,000円とするものでございます。

14ページ、19款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっておりました繰越金を予算化するものでございます。

20款諸収入につきましては、14ページ、その他の雑入内、平成30年に実施した被災農業者向け経営体育成支援事業対象者の消費税申告方式調査に基づく返還支援へ875万2,000円の追加はあるものの、中小企業振興融資貸付けの年度内実行見込みから6,000万円の減、ウタリ住宅貸付金収入で512万3,000円の減などにより、全体で5,423万9,000円の減額となるものでございます。

14ページ、21款町債につきましては、各事業の確定に伴い、借入限度額の増減がござい

して、全体で8,974万3,000円の減額となるものでございます。

続きまして、16ページからの歳出について御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、コロナ禍により町外公務などの減少を含めた決算見込みにより570万4,000円を減額するものでございます。

2款総務費につきましては、年度末における整理で、多くの事務事業で減額となるものでございますが、ふるさと納税より一般寄附の移行に伴うもののほか、本補正における財源調整、また後年度の事業に活用するため新たに基金原資を積立てを予定することから9,991万8,000円を追加するものでございます。

各事務事業において追加するものは、17ページ下段、83番、ふるさと納税運営事務で、納付額の増加に伴い、収納業務費用を130万円追加、29ページ、460番、戸籍等一般事務で、年度内の実績により各費用で減額はあるものの、繰越事業となる、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化を図るため、住民記録システム改修に係る費用272万8,000円により149万8,000円を追加する2事業のみでございます。

2款において、新たに原資の積立てを予定し、予算を追加する基金は、19ページ、181番、胆振東部地震対策基金積立金につきましては、一般寄附及びふるさと納税の寄附者の意向に沿って5万2,000円、胆振東部地震で大破した消防鶴川支署等に対する町村会からの災害見舞金を後年度以降に活用するため3,929万3,000円、合わせて3,942万5,000円、190番、減債基金につきましては、令和3年度、国の補正予算に伴い、普通交付税の新たな算定項目として追加交付された令和3年度発行臨時財政対策債、償還基金費分4,922万6,000円を後年度以降の償還に充てるため積み立て、20ページ、200番、基本基金積立金につきましては、町有林造成事業の実績及び立木売払収入の財源充当差額1,005万3,000円、226番、情報通信施設営繕基金積立金につきましては、年度内において新たに基本料金12万4,000円の収入が見込まれ、既定の7万円を除く5万4,000円を追加、21ページ、227番、公共施設長寿命化推進基金につきましては、公共施設の補修事業は今後増加が見込まれ、後年度以降の長寿命化事業に備え、新たに2,000万円、24ページ、300番、地域振興基金積立金、305番、未来担い手基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の意向に沿って、それぞれ1,191万4,000円、800万2,000円の追加、306番、恐竜の卵基金積立金につきましては、一般寄附者及びふるさと納税寄附者の意向に伴い、1,391万8,000円を新たに積立てを予定するものでございます。

続きまして、31ページからの3款民生費につきましては、33ページ上段、660番の2、国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）におきまして、診療報酬の減少により不足が見込ま

れ、財源補填が必要なことから2,214万9,000円の追加がございますが、全体で8,650万5,000円の減額となるものでございます。

なお、32ページ、608番、アイヌ政策推進交付金事業における、穂別地区の車輛購入費を令和4年度事業とすること、文化講演会の開催は困難であるため減額となるものでございます。

また、36ページ、910番、児童福祉一般事務の消耗品、施設用備品費、保育事業負担金の合計198万円は、繰越事業となる感染予防推進事業に係る追加でございます。

続きまして、39ページ、4款衛生費につきましては、40ページ、1050番、ふれあい健康センター管理運営事務における、消防点検における指摘事項に係る修繕15万8,000円、41ページ、1041番、感染症対策ワクチン接種事業における、令和2年度事業実績に係る国費の返還金に246万3,000円、42ページ、1090番、樹海温泉管理運営事務における、樹海温泉はくあの令和3年5月15日から7月11日まで、同じく令和3年8月28日から9月30日までの緊急事態宣言発令に伴う営業休止期間に係る収入を補填する委託料に159万2,000円の追加がございますが、全体で950万4,000円の減額となるものでございます。

43ページ下段、5款農林水産業費につきましては、45ページ、1210番、地域農業推進事業におきまして、歳入でも御説明しましたが、平成30年被災農業者向け経営体育成支援に係る事業対象者の消費税申告方式調査により、道への返還金668万9,000円の追加、46ページ、1280番、農業基盤整備事業におきまして、国の補正予算に伴う事業推進、既定予算の一部を含め繰越事業となります新鷲川地区の道営水利施設等保全高度化事業に係る負担金1,072万5,000円の追加、1285番、農業基盤整備事業基金積立金におきましては、今年度も引き続き12月交付決定の特別交付税で国の直轄事業に係る災害分として交付がありましたことから、後年度の負担に備え、3,500万円を原資積立てに追加、48ページ、1410番、鳥獣対策事業におきましては、エゾシカの緊急捕獲活動支援事業に対して道の追加割当てがありましたことから、補助金に229万6,000円の追加、1419番、森林環境譲与税基金積立金におきましては、年度内の活用事業の執行状況から、充当減額分103万1,000円の原資積立てを追加、49ページ、造林事業、1430番、基本基金管理事務におきましては、富内地区分収林間伐による収益分に係る負担金として66万5,000円の追加がございますが、農林水産業費全体で4,873万6,000円の減額となるものでございます。

なお、49ページ下段、1460番、資源管理型漁業推進事業における工事請負費1,701万4,000円の減額につきましては、ししゃもふ化場整備に係る令和3年度支払額確定に伴うものでご

ございますが、継続事業の財源として全額、令和4年度に逡次繰越しするものでございます。

50ページ、6款商工費につきましては、1510番、観光振興対策事業におきまして、コロナ禍で中止となったイベントに係る補助、また1595番、地域おこし協力隊の委嘱数の減など、各事務事業の実績見込みにより、全体で8,193万1,000円の減額となるものでございます。

51ページ下段からの7款土木費につきまして、まず52ページ、1640番、町道整備事業におきまして、橋梁の長寿命化計画及び橋梁点検、1680番、都市計画一般事務におきまして、マスタープラン作成業務の実績などにより、全体で885万2,000円の減額となるものでございます。

54ページ、8款消防費につきましては、1770番、胆振東部消防組合運営事務におきまして、2款で御説明しました鶴川支署に係る災害見舞金分が今年度の分担金から控除され、大きく減額となっており、防災対策事業を含め8,141万1,000円の減額となるものでございます。

9款教育費につきましては、ふるさと納税の寄附の意向に沿って、58ページ、1857番、鈴木章記念事業推進基金に800万2,000円、61ページ、2160番、生涯学習推進基金に184万2,000円を新たに原資を積立てを行うもののほか、58ページ、1950番、小学校運営事務、59ページ下段、2020番、中学校運営事務、63ページ下段から64ページにかけ記載の鶴川高等学校生徒寮管理運営事業内の生徒寮管理運営委託料、67ページ、鶴川体育館管理運営事務におきまして、燃料単価の高騰、また、戻っていただきまして、64ページ、鶴川地区放課後子どもセンター管理運営事務におきましては、会計年度任用職員の報酬におきまして年度内に不足が見込まれることから追加がございしますが、ほかの事務事業におきまして各実績見込みによる整理となることから、全体で2,341万6,000円の減額となるものでございます。

69ページの下段からの10款公債費につきましては、前年度許可債までの借入れを含め、元金及び利息が確定、借入状況に係る利率見直しに伴い、元金で289万9,000円の追加、利子で367万7,000円の減額となるものでございます。

70ページ、11款諸支出金につきましては、指定管理者である厚生連の前年度会計分決算を受け、損失額1億769万8,000円と確定しましたことから、その事業分を合わせ、病院事業会計の補助金1億1,359万2,000円が追加となっており、一方で、下水道事業におきまして、収支状況から補助金の減額、上水道事業会計におきましては、米原地区配水管整備に係る事業費確定により出資金が減額となるものでございます。

12款給与費につきましては、年度末における整理により2,840万円の減額となるものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明に移らせていただきます。

議案書37ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、保険事業勘定補正予算（第2号）及び直診勘定補正予算（第3号）でございまして、ともに年度内の事務事業を推進するために必要な費用を追加するほか、各事務事業の実行予算による整理が中心となっております。

第1条でございしますが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額から4,643万円を減額し、歳入歳出総額それぞれ11億7,718万3,000円、第2条ですが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額から4,416万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億8,554万5,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は議案書38ページからの第1表歳入歳出予算補正、直診勘定は議案書40ページからの第2表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、先に保険事業勘定予算につきまして、別に配付してございます令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書（保険事業勘定補正予算第2号）により御説明申し上げます。

5ページ、歳出から御説明申し上げます。

歳出では、8款1項、負担金等償還金におきまして、令和2年度国保税減免に係る新型コロナウイルス感染症対応臨時特例補助金及び特定健診に係る北海道保険給付費特別交付金の精算により償還金174万3,000円を追加するほかは、2款保険給付費は、診療報酬より高額療養費の減少、7款基金積立金は利子の確定、8款2項、他会計繰出金は、僻地診療所運営費に係る特別調整交付金が当初見込みより下回ったことにより、直診勘定の繰出しが減額となるものでございます。

説明書は3ページにお戻りいただき、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款国民健康保険税につきましては、課税基礎となる被保険者の前年所得が見込みを上回ったことから、現年課税分保険税で、4ページ下段、諸収入につきましては、滞納繰越分納付に係る延滞金の実績見込みにより追加、6款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっております繰越金を予算化するものでございます。

3款道支出金につきましては、保険給付費の実績及び僻地診療所運営費に係る特別調整交

付金、4款財産収入につきましては、基金利子の確定、5款繰入金につきましては、加入世帯より、被保険者の減少に伴う保険基盤安定繰入金の確定が当初見込みより下回ったことにより減額となるものでございます。

続きまして、直診勘定の説明に移らせていただきます。

こちら、説明の都合上、別に配付してございます令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書（直診勘定補正予算 第3号）により御説明申し上げます。

6ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として冬期間も診療所内を定期的に換気しており、室内温度を一定に保つ必要から、施設維持管理費におきまして燃料を追加するほかは、給与費、一般事務費など年度末における整理となることから、全体で3,653万円の減額となるものでございます。

続きまして、8ページ、2款医業費につきましては、患者数の減少による、材料費、特殊検査を要する費用は見込みを下回ったことから、765万円の減額となるものでございます。

3款公債費につきましては、償還額確定に伴う追加でございます。

説明書は3ページにお戻りいただきまして、歳入について御説明申し上げます。

1款診療収入、2款の診療外収入につきましては、いずれも患者数の減少によるもので、それぞれ5,391万5,000円、110万円減額となるものでございます。

3款国庫支出金につきましては、医療提供体制設備備品整備に係る実績により、交付金が14万9,000円減額となるものの、医業費用における感染症対策物品整備に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金として交付決定を受けた130万円の追加、全体で115万1,000円追加となるものでございます。

4款財産収入につきましては、医師住宅貸付けに係る収入実績により減額、5款繰入金につきましては、入院患者の減少により、僻地診療所運営に係る特別交付金算定額が見込みを下回ったことから、事業勘定からの繰入金が1,215万円減額、一方で、歳入歳出の決算見込みから、必要となる財源補填分として一般会計繰入金を2,214万9,000円追加するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第19号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明に移らせていただきます。

議案書は43ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、広域連合に対する保険料等負担金の見込額、事務費負担金の確定に伴う追加分を、歳入項目におきまして整理、調整を行うものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,034万5,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書44ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出により、3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

2款、後期高齢者広域連合負担金につきましては、年度内における保険料賦課収納見込みから保険料等負担金を56万7,000円追加、広域連合における事務費用の確定に伴い、事務費負担金を47万4,000円減額するものでございまして、歳入、1款、保険料の決算見込みのほか、3款において繰越金を予算化し、2款繰入金で財源調整を行うものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明に移らせていただきます。

議案書45ページをお開き願います。

本補正予算は、保険給付費及び地域支援事業費の利用実績を踏まえた最終所要見込額の整理、各費目に係る財源調整を行うものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,297万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,831万1,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書46ページからの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

6ページ、歳出から御説明申し上げます。

総務費につきましては、一般事務及び認定審査事務における年度内の執行見込額から37万6,000円の減額となるものでございます。

2款保険給付費から3款地域支援事業費までは、それぞれの事業の利用実績による整理で

ございますが、7ページ中段、介護予防サービス等給付事業内の介護予防住宅改修費において、今後の執行に不足が見込まれることから追加はありますが、他の項目におきましては減額になるものでございます。

11ページ、4款基金積立金につきましては、令和3年度当初予算編成時に比べ、決算時における基金現在高が大きかったことから、予算に不足する基金利子1万1,000円、歳入における未計上の前年度繰越金を予算化することに伴い、年度内の事業充当分を除く318万1,000円を新たに原資積立てとして追加するものでございます。

説明書は3ページにお戻りいただきまして、歳入について御説明申し上げます。

2款分担金及び負担金につきましては、配食を利用する方々の購入枚数が当初見込みから減少したことに伴い、49万3,000円減額となるものでございます。

3款国庫支出金から5款道支出金まで及び4ページ、7款繰入金のうち1項、一般会計繰入金は、介護給付費及び事業費の割合に基づきまして収入見込額の調整を行ったものでございます。

6款財産収入につきましては、歳出同様の理由で1万1,000円追加するものでございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金の1,090万7,000円の減額につきましては、事業の最終見込みにより整理したものでございます。

5ページ、繰越金につきましては、これまでの補正で未計上となっておりました繰越金を予算化するものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第21号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書49ページ、別に配付してございますむかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書1ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、一部において必要な費用を追加するほかは、各事業の実行予算による整理が中心となっております。

議案書第2条、説明書2ページになります。簡易水道等事業費用におきましては、営業費用におきまして、原水及び浄水費等の実績により減額となるものの、構築物の減価償却及び資産償却に伴う資産減耗費を追加することから、総額で45万円を追加、営業外費用の雑支出で同額を減額するものでございます。

議案書第4条、説明書は3ページになります。

水道事業資本的収入につきましては、米原地区配水管整備工事の実績により、国庫補助金及び一般会計出資金の減額、簡易水道等事業資本的収入につきましては、穂別地区第6次拡張工事、災害復旧工事、道道穂別鶴川線配水管撤去工事の事業内容変更及び実績により、企業債国庫補助金、移設に係る負担金が減額となるものでございます。

議案書50ページ、説明書5ページからの資本的支出、建設改良費につきましては、収入で御説明したほか、例年実施しております量水器購入及び取替工事費用の入札実績により、水道事業で1,846万2,000円、簡易水道等事業で1,312万8,000円の減額となるものでございます。

なお、簡易水道等事業の企業債償還金は、借入条件に係る利率見直しに伴い、不足する元金を追加するものでございます。

なお、議案書52ページ、第4条につきましては、企業債の限度額を本補正予算に伴いまして改めるものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明に移らせていただきます。

議案書は51ページ、別に配付してございます令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の1ページをお開き願います。

本補正予算におきましても、一部において必要な費用を追加するほかは、各事業の実行予算による整理が中心となっております。

議案書の第2条、説明書1ページ、公共下水道事業営業収益につきましては、当初より使用料の収入が増加となる見込みから180万円を追加する一方で、営業外収益におきまして、計画策定業務に係る国庫補助金及び年度内の事業執行見込みに伴う一般会計補助金、合わせて554万6,000円の減額、農業集落排水事業営業外収益につきましても、年度内の事業執行見込みに伴う一般会計補助金が672万6,000円の減額となるものでございます。

説明書2ページ、公共下水道事業費用、営業費用につきましては、計画策定業務実績及び経常経費の決算見込みから275万9,000円の減額、3ページ、営業外費用につきましては、一時借入金及び雑支出の決算見込みから98万7,000円の減額、農業集落排水事業、営業費用につきましては、除却機器の増加に伴い、不足する資産減耗費を追加するものの、経常経費の決算見込みから、全体で586万7,000円の減額、4ページ、農業集落排水事業、営業外費用につきましても、一時借入金及び雑支出の決算見込みから85万9,000円の減額となるものでございます。

議案書52ページ、説明書4ページになります。

公共下水道事業資本的収入につきましては、資本的支出、建設改良事業におきまして、下水処理場における機器更新工事の一部を後年度に変更したことに伴い、その財源と予定していた企業債及び国庫補助金を減額するものでございます。

なお、公共下水道事業の企業債償還分は、借入条件に係る利率見直しに伴い、不足する元金を追加するものでございます。

議案書第4条につきましては、当初予算で設定しておりました公共下水道処理場機器更新事業に係る令和3年度から令和4年度までの債務負担行為限度額を本補正より令和4年度当初予算措置額から減額を行うもの、また第5条につきましては、企業債の限度額、第6条におきましては、他会計からの補助金の金額を本補正に伴いまして改めるものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第23号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）の説明に移らせていただきます。

議案書53ページ、別に配付してございます令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書1ページをお開き願います。

本補正予算は、指定管理者である厚生連の決算を受け、前年度会計分の損失額が確定したことに伴う損失交付金、また、年度内の事業に係る必要な費用を追加するほか、各事業の実行予算により整理するものでございます。

議案書第2条、説明書1ページ、収益的支出につきましては、損失交付金の確定に伴い1億769万8,000円、年度内に執行する必要がある法定点検費用に25万9,000円、機器更新に伴う資産減耗費に613万5,000円を追加するもので、年度内における一時借入れの見込みのないことから、その利息減額分50万円を除き、収入におきまして、一般会計補助金を1億1,359万2,000円追加するものでございます。

議案書第3条、説明書2ページ、資本的支出につきましては、医療機器更新費用の実績により、その財源となる企業債を併せ減額するものでございまして、その差額3万7,000円は留保財源で補填する内容とするものでございます。

なお、議案書第4条につきましては、他会計からの補助金の金額を本補正予算に伴いまして改めるものでございます。

以上で、議案第17号から第23号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第17号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第15号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出、16ページから31ページまでの1款議会費及び2款総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、31ページから43ページまでの3款民生費及び4款衛生費について、質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 41ページの1041の感染症対策ワクチン接種事業についてちょっと伺います。

今、これ、私が持っているのは令和4年3月の、最新版の折込チラシなんですけれども、町民の方で障害を持っている方からちょっと尋ねられたんですが、その辺、私、はっきり覚えていなかったものですから、ちょっと答えられなかったんですが、むかわ町の場合、俗に言う基礎疾患の方の接種順位というのかな、それと障害を持っている方、それから特定疾患等、鶴川、穂別で約85名ぐらいいらっしゃるようにこの事業計画書ではあるんですが、そういう方々の場合はどんなふうに、1回、2回、3回含めて、接種をされてきたのか。

それと、もう一つは、このチラシの中にも、基礎疾患の方がどうか、障害者の方とかと書いていないんですよ、実は。それで、やっぱりこれを、関心を持って見る方は読むんです。今回、その方は早めに接種できたというんですけれども、ほかの方で不安に思っている方もいるような話をされてしまったので、その辺の周知も含めて、丁寧なものがあったほうがいいと思うんですけれども、どのようにされてきましたでしょうか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） ワクチン接種の基礎疾患がある方というところなんですけれども、こちらにつきましては、1、2回目の初回接種に関しましては、基礎疾患のある方を優先的にということで行っておりました。それで、基礎疾患のある方につきましては、

予約のときに、先行予約という形で早めに予約ができるような形で、基礎疾患のある方は早めに申し込んでくださいということでの情報のほうを流したところです。

3回目接種に関しましては、こちらのほうは、特に順番といいますか、2回目接種が終わってから要は何か月たったかというところが目安になりますので、特に基礎疾患がある方は早くやってくださいというような周知はしておりません。これは、全体的に、65歳以上だから早くしてくださいとか、そういうような流れは今回はありませんので、追加接種に関しては、あくまでも2回目接種が終わってからの月数で考えて広報周知をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ただ、今、やっぱりまだ感染も広がっていますし、別な種類というか、変異株も出ているというような情報があって、まだまだ下火になっていませんよね。

それで、やはり2回目接種した方が3回目に行けるということであっても、その辺は、1回目、2回目と同じように、優先順位も含めたものがあつたほうがいいのかなと思うんですけども、全く関係ないのか。

関係ないならないで、そういう心配はありませんみたいな情報提供をする。実際に心配している方がいるんですから、これを読んで。そういうものが何もないと。だから、そういう心配がないのであれば、ないようなチラシの書き方。

今井さん、頭をひねっていますけれども、実際に町民はそう言っているんですから。そういうことを思うと。そういう感じがすると。それがないならないで、言い切っても構いませんけれども、その辺が分かるように。そういう心配をしている方がいるわけですから、実際に。それは心配ないなら、ないような書き方。中身は、こういう国からの情報が入っているんですけれども、そういう中にちょっとそういう心配に応えるようなものがあってもいいのではないかと私は思いますけれども。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 心配があるかないかと言われると、確かに基礎疾患がある方については早めに受けていただいたほうがよろしいのかなというふうに思いますし、心配があるかないかという問合せはなかなか難しいところがあるかなと思うんですけども、基本的に、障害のある方や基礎疾患がある方は1、2回目接種も早めに受けられているというような形の考えで、そこが終わってからの月数ということで考えておりますので、早めに

受けられるというふうに押さえております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（大松紀美子君） じゃ、むかわの、例えば基礎疾患のある方、障害を持っている方は分かっているというふうな押さえでいいんですか。1回目、2回目を受けたときに早めに受けられたと。だから、3回目も希望するのであれば早めに受けられるというふうなことは御存じだということですか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 3回目を受けられるというところは、ワクチン接種の予約自体の開始日は同じになっておりますので、その中で予約のほうを早めに受けていただくような形でしかないのかなというふうに思いますので、ちょっと、なかなかその周知という部分は難しい部分はあるのかなと思います。

こちらのほうでこの方が基礎疾患があるというところの押さえは難しいものがありますので、基礎疾患の幅がかなり広いものですから、高血圧とか心臓病とか糖尿病とか、全ての疾患を含めて基礎疾患と考えますと、そういう方はかなり多くいらっしゃるというところでは、なかなかその部分に特化して周知するというのは難しいかなというふうに思っているところです。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いします。

34ページの740、在宅生活支援事業に関連してなんですけれども、この事業の中で、高齢者が通院したりなんたりするという場合には支援しますよというようなことになっているんですけども、それに該当しないのかなというふうに思うんですけども、これ、穂別地区の話なんですけど、公営住宅に住んでいる方が高齢者で、町の医療機関で、大きな病院で検査を受けて手当てしてもらってくださいと言って検査を受けたと。お泊りになってやったんですけども、何でもなかったですよと言って、帰ってくださいというふうになった。じゃ、帰るときの足なんだけれども、自分の送り迎えがないから交通機関を利用する。しかし、交通機関も鶴川までの汽車しかない。そこからタクシーでということになっちゃって、それが1万円以上、2万円近くもかかるというような状況になっちゃってという話なんですけど、こういうときに、この生活支援事業の中で該当するということはないんでしょうか。その辺はど

うなんでしょうか。そういう検討もないのかな。併せてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 今回の補正予算の中身にはそれがないので、明日以降の新年度予算の中には出てくるのかなど。その段階で質問いただけませんか。いいですか。

〔「それでいい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、43ページから54ページまでの5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、54ページから71ページまでの8款消防費、9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから15ページまでの1総括、2歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり25ページから35ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正、第4表債務負担行為の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算 第2号）、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書

(直診勘定補正予算 第3号)、事項別明細書、1 総括、2 歳入、3 歳出全般について質疑ありませんか。

5 番、大松議員。

○5 番(大松紀美子君) 4 ページの国庫支出金の新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金が130万円しかないんですけれども、コロナの集団感染が発生して、診療所の医師はじめ、大変な医療提供をしたと思うんですけれども、これに対してこれしかなかったのか。

そして、この130万円という内容なんです。国庫支援、国が提供してくれた内容の具体的な内容について伺います。

○議長(小坂利政君) 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長(西 幸宏君) ただいまの御質問にお答えします。

今回、130万の計上でございますが、まず内訳として、令和2年度の国の第3次の補正予算についておりましたところでのまず120万、それは、本来でいけば令和2年度に入ってくるものでございます。残りの10万についてが令和3年度分という形にまざります。

それで、こちらの内訳ということなんですが、当然、そういった感染予防に対する部分というところ、あと継続的に行っている、例えば施設管理に係る部分についてもこちらを充てていいというような内容でございまして、具体的にこの事業に充てたということというよりは、診療所施設の運営に関して充てたというような、そういった内容の補助金というふうになってございます。

○議長(小坂利政君) 5 番、大松議員。

○5 番(大松紀美子君) 全国どこの診療所、病院もそうだと思うんですけれども、我が診療所には、コロナ感染対策で国からのお金が出る予定というのはもうこれっきりないんですか。

○議長(小坂利政君) 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長(西 幸宏君) 現在のところ、これ以上、国のほうから何か来るといったような情報に関しては押さえてございません。

○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり37ページから41ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり43ページ、44ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 7ページの50030-01の介護サービス等給付事業の中の説明欄に居宅介護サービス計画給付費が116万5,000円増えているんですけども、この内容について、原因等について伺いたいのと、たんぼぼ事業所でケアマネジャーさんがいなくなるということで、社会福祉協議会にケアマネジメントをお願いしているような話もちよっと聞いたんですけども、その辺についてちよっと具体的に、現状で構いませんのでお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 菅原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（菅原光博君） 居宅介護サービス計画給付費の増加理由でございますが、こちらにつきましては、在宅サービス利用者が増加したことによる増額となっております。

○議長（小坂利政君） ほか、新年度に係る予算については、新年度予算の中で改めて質疑をお願いします。

〔「現状と聞いたんですけどもだめですか」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） あまり関連づけしないで。

ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 新年度のことも考えてちよっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

この全体で介護保険給付費が5,000万円以上減ったと、そういう中での全体の減額になっ

て、歳入の部分では基金繰入金からの減額1,000万円と、こういうふうな状況にもなって、他会計からのやつも減額と、こうなっているんです。

そうすると、こういう状況が、特例でなく、こんなふうが続くということになれば、介護保険計画の期の途中ではあるけれども、我が町は介護保険基金も相当なものが積み残されているというのはこれまでの議論の中で明らかなおりでありますから、そういうものを活用すれば、保険料を下げるということも可能になるんじゃないかと思うんですけども、そんなふうなことは議論されておるのか、検討されておるのか伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 介護保険の給付の関係ですけれども、今年度につきましては、こちらのほうに示されているとおり、介護給付のほうは少なかったという現状はあるかと思えます。その主な要因といたしまして、施設の給付が減っているということと、それからショートステイとかが減っているところが大きな要因となっているところです。その背景として、コロナの部分での影響も大きかったのかなというふうに思っております。

ただ、今の現状といたしまして、高齢者人口が減ってきているというところと、それから介護認定率のほうが少し上がってきている現状があります。今までだと15%台で推移したんですけども、直近の数字でいきますと、2月の段階で16.6%という形で介護認定率が上がっているのと、介護認定者数のほうも、大体500人前後で推移していたのが、2月の段階で526人ということで、増えているところがあります。

今後の増加のところを考えますと、今減らすという形にはなっていないのかなというふうに考えています。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり45ページから48ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり49ページ及び50ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり51ページ及び52ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり53ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第23号の質疑を終わります。

これから議案第17号から議案第23号までの7件について討論を行います。
討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第17号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第21号の討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第23号の討論を終わります。

これから議案第17号から議案第23号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第15号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

令和4年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月8日（火）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和4年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第29号 令和4年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算
- 第 8 諸般の報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|---------|------|-----|-------|------|
| 1番 | 東 千吉 | 議員 | 2番 | 舞 良喜 | 久 議員 |
| 3番 | 山 崎 満 | 敬 議員 | 4番 | 佐 藤 守 | 議員 |
| 5番 | 大 松 紀美子 | 議員 | 6番 | 三 上 純 | 一 議員 |
| 9番 | 星 正 臣 | 議員 | 10番 | 津 川 篤 | 議員 |
| 11番 | 北 村 修 | 議員 | 12番 | 野 田 省 | 一 議員 |
| 13番 | 小 坂 利 政 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 竹 中 喜 之 副 町 長 渋谷 昌 彦

支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参	大 塚 治 樹
総務企画課参	戸 嶋 英 樹	総務企画課主	柴 田 巨 樹
総務企画課主	栃 丸 直 士	総務企画課主	菊 池 功
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課主	菊 池 恵 美
町民生活課主	小 坂 僚 介	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課参	今 井 喜 代 子	健康福祉課主	熊 谷 伸 一
健康福祉課主	菅 原 光 博	農林水産課長	酒 卷 宏 臣
農林水産課参	高 木 龍 一 郎	農林水産課主	藤 野 真 稔
経済建設課長	吉 田 直 司	経済建設課参	江 後 秀 也
経済建設課主	梅 津 晶	経済建設課主	佐 藤 琢
経済建設課主	西 村 和 将	企画町民課長	石 川 英 毅
企画町民課主	長谷山 一 樹	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 長	加 藤 英 樹
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	藤 田 浩 樹	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	櫻 井 和 彦
国民健康保険 穂別診療所 事務長	西 幸 宏	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	佐々木 義 弘	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課主	松 本 洋	選挙管理委員 会事務局長	成 田 忠 則
農業委員会 事務局長	東 和 博	農 業 委 員 会 支 局 長	高 木 龍 一 郎
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 酒 卷 早 苗

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第24号から議案第30号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算から、日程第7、議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題とします。

議案第24号から議案第30号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算から、議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

令和4年度当初予算は、本定例会後に町長選挙が執行されることから、継続事業、国や道が事業主体となる関連事業及び事業に係る負担、一部事務組合における投資的事業、事務事業の執行に当たり、当初から予算が必要である費用を除き、政策的な内容、投資的な費用は原則保留した骨格予算の編成となっております。

議案書は55ページからとなりますが、本説明は別冊配付してございます令和4年度各会計予算概要書を中心に御説明申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

ファイルのインデックスで、事業概要と表示しております1ページをお開き願います。

令和4年度むかわ町各会計予算の総括表でございます。

一般会計は83億622万4,000円で、前年度に比べ7億1,838万3,000円、8%の減額、特別会計は国民健康保険特別会計のほか2特別会計で、総額26億6,797万1,000円で、3,466万6,000円、1.3%の減額、公営企業会計は上水道事業会計のほか2企業会計で、支出総額15億1,767万1,000円、1億9,537万9,000円、11.4%の減額、全会計の合計では124億9,186万6,000円で、

9億4,842万8,000円、7.1%の減額となっております。

議案第24号、一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は55ページ、概要書は2ページ、3ページの一般会計歳入歳出予算科目別対比表をお開き願います。

議案書の第1条のとおり、一般会計の予算総額は83億622万4,000円でございます。款別に前年度からの主な増減内容を御説明申し上げます。

概要書、まず左側の歳入でございます。

1款町税は、歳入全体の12.9%を占め、建物に係る固定資産税は減少するものの、個人及び法人所得で上昇が見込まれ、全体では増額となっております。

なお、各税目の状況、前年度対比につきましては、概要書9ページ及び10ページに記載しておりますので、後ほど御確認をお願い申し上げます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは、令和3年度の決算見込み及び令和4年度国の地方財政計画に基づき見積もり、2款地方譲与税及び7款地方消費税交付金で増額を見込む一方で、9款地方特例交付金は、ほぼ平年ベースに戻ることから減額となっております。

10款地方交付税は、全体の50.6%を占める42億円を見込んだところでございます。普通交付税は、令和3年度当初予算で35億5,000万円に対し、最終交付決定額が39億4,000万円であったことから、この算定内容及び令和4年度国の地方財政計画から38億円、特別交付税は前年度同額の4億円としたところでございます。

なお、地方交付税及び地方譲与税の決算の推移に係る状況は概要書11ページにまとめ、記載しております。

12款分担金及び負担金のうち、負担金はさくら認定こども園の民営化に伴い、児童福祉負担金、保育料は減少するものの、新規事業となる畜産担い手育成総合整備事業に係る受益者負担金により増額となっております。

3ページに移りまして、13款使用料及び手数料のうち使用料は、高度無線化整備事業が終了し、現在、町が運営する穂別地区インターネットサービス事業が12月をもって終了することから減額となっております。

14款国庫支出金は、負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策、障害者福祉サービス関連に係る事業費用の減少、補助金は骨格予算編成のため道路整備事業を保留したことから減額となっております。

15款道支出金は、苫小牧公益森林組合製材工場整備補助が終了、また農地耕作条件改善事業、林道整備事業などを保留したことから減額となっております。

16款財産収入は、年度末基金現在高の増加が見込まれ、運用収入は定期預金利子で増額を見込む一方、流木等の売払収入は減少を見込んでございます。

17款寄附金は、令和3年度の実績見込み、令和4年度は運営面でのサイトの拡充を図るふるさと納税における納付額の増額を見込んでございます。

18款繰入金は、特定目的基金を財源とし、執行する事務事業においては引き続き活用を図りますが、財政調整基金の繰入れが減少となっております。

20款諸収入は、ウタリ住宅貸付収入が減額、JR鵲川様似間の鉄道事業廃止に伴う鵲川汐見間の交通確保に係る支援金の収入が3年度で終了してございます。

21款町債は、ししゃもふ化場整備事業、ふ化事業推進基金造成事業に継続的に活用するものの、投資的事業の保留及び臨時財政対策債が地方財政計画に基づき算出し、減額となっております。

なお、当初予算において地方債を活用する事業の目的につきましては、議案書63ページ、第2表地方債に記載のとおりとなっております。

続きまして、2ページにお戻りいただきまして、右の表の歳出について御説明申し上げます。

1款議会費は、議員の研修の実施内容により減額となっております。

2款総務費は、新たに地方創生アドバイザー及び地域活性化起業人を活用する事業、当初予算に新型コロナウイルス感染症対応事業を計上、また納付額を反映し、ふるさと納税運営事務で増額する一方、地域情報端末整備、アプリ導入、GIS、航空写真の更新などの事業が終了したことにより減額となっております。

3款民生費は、新たな成年後見人支援に係る予算を計上、さくら認定こども園の民営化に伴う費用負担の変化及び診療収入が減少する直診勘定への繰出金が増額となっております。

なお、災害救助費は、一定の役目を終えたことから皆減としてございます。

4款衛生費のうち保健衛生費は、健康管理システムの更新終了、3回目接種分を措置する新型ワクチン接種事業は総額が減少、環境衛生費は穂別斎場火葬炉の補修、宮戸霊園内の営繕などにより増額となっております。

5款農林水産業費のうち農業費は、新たな装置整備に係る畜産担い手育成総合整備事業負担が発生するものの、農業基盤整備事業の保留により減額、林業費は苫小牧公益森林組合製

材工場整備補助の終了、林道事業の保留により減額、水産業費は継続事業の2年目となり、本体工事が本格化するししゃもふ化場整備費用、運営財源となるふ化事業推進基金積立てにより増額となっております。

6款商工費は、職員採用に伴うむかわ町観光協会への補助金、新規に委嘱する予定の地域おこし協力隊支援事業が増額となっております。

7款土木費は、河川のしゅんせつなどの維持費用で増額するものの、たこ公園の整備終了、道路橋梁整備及び公営住宅補修工事などを保留したことから減額となっております。

8款消防費は、洪水・津波ハザードマップの改定の終了、胆振東部消防組合における投資的事業の内容により減額となっております。

3ページに移りまして、9款教育費のうち、教育総務費は公営塾における初度備品の整備の終了、小学校及び中学校は、パソコンリース期間の満了により減額、社会教育費は鶴川三気塾及び穂星寮の管理運営費、わんぱく運動教室に係る事業の拡充により増額となっております。

10款公債費は、償還終了や新たな元金償還開始による増減はあるものの、合併当時の大型事業に係る償還終了により減額となっております。

なお、令和4年度内の一時借入金最高額は、議案書55ページ、第3条において15億円と定めております。

11款諸支出金は、事業規模や収益状況により下水道事業及び病院事業の2事業に対する補助金で増額、出資金は3事業とも増額となっております。

12款給与費は、職員の退職及び採用による相殺減となっております。

次に、議案第25号、国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案書は65ページ、概要書は4ページをお開き願います。

議案書65ページ、第1条のとおり、保険事業勘定の総額は11億7,520万円、第2条のとおり直診勘定の予算総額は4億2,990万2,000円でございます。概要書により款別に主な増減を御説明申し上げます。

まず保険事業勘定でございます。

歳入の1款国民健康保険税は、前年度比111世帯減の1,264世帯、被保険者は147人減の2,160人、議案第14号で議決をいただきました医療給付費分の限度額、医療費分の均等割額、未就学時に係る均等割額の改正内容を反映し見積もり、減額となっております。

3款道支出金は、歳出の保険給付費に係る普通交付金、また直営診療施設運営に係る特別

調整交付金がそれぞれ減額となっております。

5款繰入金は、歳出納付金の減少に伴い事業基金繰入金が減額となっております。

続いて、4ページの右側、歳出につきまして、2款保険給付費は、一般被保険者診療報酬、3款国民健康保険事業納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付分の全てにおいて減額となっております。

5款保険事業費は、特定健診事業は受診率を55%、特定保健指導実施率を60%を目標に、未受診者対策、重症予防医療費適正化対策費用を含めた内容としておりますが、被保険者の減少に伴い減額、一方で保険事業は、接種対象者の増加を見込むインフルエンザ予防接種は、単価が改定される見込みであり増額となっております。

7款諸支出金は、直営診療施設運営に係る特別調整交付金が財源となります直診勘定への繰出金が減額となっております。

下段、財政安定化基金拠出金は、事業の完了に伴い皆減となっております。

なお、議案書65ページ、第3条におきまして、保険給付費に不足が生じた場合における同一管内で経費の流用を可能とする内容を規定しております。

次に、概要書5ページ上段、直診勘定につきまして御説明申し上げます。

歳入の1款診療収入は、1か月当たりの入院患者を前年度から15名減の延べ280名、外来患者を同じく110名減の延べ1,020名を見込み、入院及び外来収入のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る収入が減額となっております。

2款診療外収入は、ワクチン接種時に派遣される看護師料が減額となっております。

4款繰入金は、事業勘定からの僻地直営診療所運営費分は減少するものの、管理費及び公債費の増加、また診療報酬の減収に伴い、一般会計繰入金が増額となっております。

なお、国庫支出金は、対象事業が完了したことに伴い皆減となっております。

次に、右側、歳出に移りまして、1款総務費は、内線電話機の更新費用及び冬期間の室内換気に伴う燃料費用の増加を見込み増額となっております。

2款医業費は、患者数の見込みにより医療材料費が減額となっております。

3款公債費は、新たな元金償還が始まることから増額となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明を申し上げます。

議案書は71ページをお開き願います。概要書は5ページ下段となります。

議案書71ページ、第1条のとおり、予算総額は1億5,241万8,000円でございます。概要書により主な増減を御説明申し上げます。

歳入の1款、後期高齢者医療保険料は、予算見積りにおける被保険者は、前年度から39名減の1,681名となるものの、広域連合における試算では1人当たりの年間保険料は増額が見込まれております。

なお、概要書45ページに記載のとおり、保険料の限度額の引上げ、均等割の改正が予定されているところでございます。

2款国庫支出金につきましては、令和4年10月からの一部負担金の2割負担導入に伴う被保険者証交付事務費用に対し補助金が交付されることから、皆増となっております。

3款繰入金は、保険料軽減に係る保険基盤安定負担金分で増額となっております。

次に、右側に移っていただきまして、歳出でございます。

1款総務費は、窓口による負担導入に伴い、令和4年度は全被保険者に対し2回の被保険者証を交付するため、事務費で増額となっております。

2款分担金及び負担金は、保険料に係る負担金が増額となっております。

続きまして、議案第27号、介護保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案書75ページ、概要書は6ページをお開き願います。

議案書、第1条のとおり、予算総額は9億1,045万1,000円でございます。概要書により増減内容を御説明申し上げます。

歳入の1款介護保険料は、被保険者は前年度から26名減、3,127名で見積もり、減額となっております。

3款国庫支出金から5款道支出金まで、7款繰入金のうち他会計繰入金につきましては、歳出2款の保険給付費、3款地域支援事業費の財源となっております。それぞれの負担割合に応じ所要額を算出しており、保険料の不足分につきましては、7款繰入金の基金を活用することで財源を確保しており、それぞれ増額となっております。

次に、右に移っていただきまして、歳出でございます。

1款総務費につきましては、年度内における認定審査件数の減少などに伴い減額となっております。

2款保険給付費は、原則第8期計画の2年目の推計費に基づき算出しており、居宅サービス給付費などで増額となっております。

3款地域支援事業費は、引き続き地域ケア実務研修に係る費用を計上、包括的支援事業、任意事業内の認知症総合支援事業で増額となっております。

なお、議案書75ページ、第2条におきまして、保険給付費及び地域支援事業費に不足が生

じた場合における同一款内の経費の流用を可能とする規定をしてございます。

次に、議案第28号、上水道事業会計につきまして御説明申し上げます。

議案書は81ページ、概要書は7ページとなります。

議案書、第2条のとおり、鷓川地区水道事業につきましては、給水戸数2,233戸、穂別地区簡易水道等事業につきましては、給水戸数1,216戸で見積りをしてございまして、概要書7ページ、右の中段に記載のとおり、収益的支出と資本的支出の合計額は3億8,915万5,000円となっております。

収益、1款水道事業収益は、営業収益で給水収益が減額、2款簡易水道等事業収益は、営業収益で給水収益、営業外収益で一般会計補助金、長期前受金戻入が減額となっております。

続きまして、収入の1款水道事業資本的収入は、米原地区配水管整備終了に伴い補助金が皆減する一方で、国営かんがい排水田浦幹線用排水路整備に係る移転に伴う補償金が増額となっております。

2款簡易水道等事業資本的収入は、建設改良費を保留したことに伴い、企業債及び補助金は皆減、負担金は道道穂別鷓川線の既設管撤去に係る補償金、出資金は災害復旧事業債の元金分に対する一般会計からの出資金が増額となっております。

次に、右側の費用、1款水道事業費用は、計画策定業務の終了、2款簡易水道等事業費用は、栄和橋添架管修繕の終了などにより減額となっております。

支出の1款水道事業資本的支出は、小水道管の移設、2款簡易水道等資本的支出は、道道内の既設管の撤去費用を除き他の建設改良費を保留したことに伴い減額となっております。

なお、資本的収入、支出における不足額9,572万5,000円につきましては、議案書の82ページ、第4条に記載のとおり、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。

また、第5条に一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条に一般会計からの補助金を4,563万6,000円とすることを規定してございます。

次に、議案第29号、下水道事業会計につきまして御説明申し上げます。

議案書は85ページ、概要書は8ページをお開き願います。

議案書、第2条のとおり、鷓川地区公共下水道事業につきましては、排水戸数1,564戸、穂別地区農業集落排水事業につきましては、排水戸数725戸で見積りしてございまして、概要書8ページ、上段の右側に記載のとおり、収益的支出と資本的支出の合計額は8億810万

5,000円となっております。

収益の1款公共下水道事業収益は、営業収益で下水道使用料が増加、営業外収益で一般会計補助金、また全体計画策定終了に伴い国庫補助金が減額となっております。

2款農業集落排水事業収益は、営業収益で下水道使用料で減額、営業外収益で一般会計補助金長期前受金戻入が増額となっております。

収入の1款下水道事業資本的収入は、機器更新事業に係る企業債、国庫補助金、また企業債償還に係る一般会計出資金がそれぞれで増額、一方で、2款農業集落排水事業資本的収入は、機器更新事業に係る企業債、国庫補助金がそれぞれ減額となっております。

次に、右の支出でございます。

費用の1款下水道事業費用は、営業費用で全体計画策定の終了に伴う減額、営業外費用で企業債利息が減額となっております。

2款農業集落排水事業費用は、処理場の委託業務、資産減耗費で増額、営業外費用は、企業債利息が減額となっております。

続きまして、支出の1款公共下水道事業資本的支出は、処理場機器の更新、企業債償還費用で増加、2款農業集落排水事業資本的支出は、処理場機器更新費用で減額するものの、企業債償還費用が増額となっております。

なお、資本的収入、支出における不足額8,896万2,000円につきましては、議案書86ページ、第4条に記載のとおり、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。また、第5条に下水道事業債の限度額を1億9,350万円に、第6条に一時借入金の限度額を1億円に、第8条に一般会計からの補助金を1億3,476万1,000円とすることを規定してございます。

続きまして、議案第30号、病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書89ページ、概要書は8ページ下段となります。

議案書、第2条のとおり、業務量につきましては、1日当たりの平均患者数は、入院で24名、外来で78名を予定するものでございまして、概要書8ページ下段、本年度予算額の収益的支出と資本的支出の合計は3億2,041万1,000円と、建設改良を保留したことから減額となっております。

事業収益は、一般会計からの補助金が増額、資本的収入は企業債が皆減となっております。

事業費用は、運営交付金及び年次的にエアコンの延命を図るため、計画的に室外機のオー

バーホールを始めることから増額、資本的支出は、企業債償還費用は増加するものの、医療機器整備を保留したことから皆減となっております。

なお、資本的収入、支出における不足額3,142万2,000円につきまして、議案書89ページ、第4条の記載のとおり留保財源で補填するものでございます。

また、90ページの第5条に一時借入金の限度額を1億円、第6条に一般会計からの補助金を1億9,624万3,000円とすることを規定してございます。

最後に、概要書の12ページ以降の内容について御説明を申し上げます。

概要書の12ページ、町債の状況でございます。

下段の中央付近に一般会計、令和4年度中の増減、年度末の現在高見込み、13ページに全会計分を記載しております。令和4年度末の現在高見込みは、一般会計で94億1,010万2,000円、全会計で121億7,744万6,000円となるものでございます。

表の右側、令和2年度決算と令和3年度決算見込み、また令和4年度借入れ後の見込額との差額を記載してございます。

次に、14ページにお移りいただきまして、基金の状況でございます。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金のほか、現在19の特定目的基金となっております。

表の右側、当初予算ベースでの令和4年度末現在高は、下から4行目になります。一般会計の基金の合計で50億7,567万円、特別会計の2基金を合わせて51億9,548万円を見込むものでございます。

最後に、47ページになります。最後のページでございます。

47ページには、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費、その他社会保障施策に要する費用に充てるものとされております地方消費税交付金の予算額のうち、消費税引上げ分に係る用途について掲載しております。算出内容につきましては、1億1,759万円を各事業の一般財源として充てる内容としております。

また、予算説明書になります。

別に配付しております予算説明書につきましては、各会計の予算説明書の後半には、それぞれの会計で措置する給与費の明細書、一般会計の予算書90ページには、令和3年度に継続費を設定したししゃもふ化場整備事業に係る支出額及び今後の支出予定額に関する調書、91ページには、債務負担行為に係る支出額及び今後の支出予定に関する調書を掲載してございますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

以上で、議案第24号から第30号まで一括して御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取扱いにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は、大体論、または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は、議案番号順といたします。

まず初めに、議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和4年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和4年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し、質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第30号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算から、議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたしたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までの7件につきましては、議長を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置をされました令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申しあげます。委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしたいと思いますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩をいたします。

説明員は、会議再開まで退席願います。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第8、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に山崎満敬委員、副委員長に星 正臣委員が選任されましたので、議会の運営に係る基準第107号の規定により報告をいたします。

◎休会について

○議長（小坂利政君） お諮りします。

令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にいたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時01分

令和4年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月9日（火）午後2時30分開議

町長提出事件

- 第 1 議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和4年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第29号 令和4年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書（案）
- 第 9 所管事務調査等報告の件
（胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

議員等提出事件

追 加 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 東 千吉 | 議員 | 2番 | 舞 良喜久 | 議員 |
| 3番 | 山 崎 満 敬 | 議員 | 4番 | 佐 藤 守 | 議員 |
| 5番 | 大 松 紀美子 | 議員 | 6番 | 三 上 純 一 | 議員 |
| 9番 | 星 正 臣 | 議員 | 10番 | 津 川 篤 | 議員 |
| 11番 | 北 村 修 | 議員 | 12番 | 野 田 省 一 | 議員 |
| 13番 | 小 坂 利 政 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	戸 嶋 英 樹	総務企画課幹主	柴 田 巨 樹
総務企画課幹主	柄 丸 直 士	総務企画課幹主	菊 池 功
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課幹主	菊 池 恵 美
町民生活課幹主	小 坂 僚 介	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課参事	今 井 喜 代 子	健康福祉課幹主	熊 谷 伸 一
健康福祉課幹主	菅 原 光 博	農林水産課長	酒 卷 宏 臣
農林水産課参事	高 木 龍 一 郎	農林水産課幹主	藤 野 真 稔
経済建設課長	吉 田 直 司	経済建設課参事	江 後 秀 也
経済建設課幹主	梅 津 晶	経済建設課幹主	佐 藤 琢
経済建設課幹主	西 村 和 将	企画町民課長	石 川 英 毅
企画町民課幹主	長谷山 一 樹	経済恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	藤 田 浩 樹	経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	佐々木 義 弘	教育振興室長	田 口 博

生涯学習課 主幹	松本洋	選挙管理委員会 事務局長	成田忠則
農業委員会 事務局長	東和博	農業委員会 支局長	高木龍一郎
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	酒巻早苗
------	-----	----	------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開会 午後 2時30分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

議事に入ります前に、先ほどの令和4年度各会計予算審査特別委員会で大松議員からの質疑のありました件について、発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（佐藤 琢君） 私のほうから、先ほどの質疑について回答させていただきます。

浄水場については、昭和53年から供用開始となっております。また、管につきましては、一番古い管につきましては昭和41年に埋設されている管が、今一番古い管となっております。以上です。

◎議案第24号から議案第30号までの一括上程、委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算から、日程第7、議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は、今期定例会において設置の令和4年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し、休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○予算審査特別委員長（山崎満敬君） 審査結果を御報告申し上げます。

令和4年度第1回むかわ町議会定例会において付託された議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算から、議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれもお手元に配付の報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと

決定したので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） ただいま山崎委員長より報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第24号から議案第30号までの討論を行います。

討論の順序は、議案番号順とします。

初めに、議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第30号の討論を終わります。

これから議案第24号から議案第30号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号 令和4年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号 令和4年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号 令和4年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号 令和4年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書

(案)を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、大松紀美子議員。

○5番(大松紀美子君) 意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書(案)の説明をさせていただきます。

日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、日本全国30都道府県に130の米軍基地があります。北海道には、米軍専用施設である千歳の通信施設を含め18施設が存在し、面積では全国第1位です。沖縄の基地負担の軽減を名目にして、移転訓練が実施されている矢白別演習場では、実弾射撃訓練が繰り広げられ、昨年初めてオスプレイが参加しての訓練が実施されています。

全国知事会は、平成30年、令和2年に米軍基地負担に関する提言を決議、国に対し要請を行い、令和2年の提言では、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において引き続き徹底強化を求めています。

しかし、新型コロナウイルスのオミクロン株が全国に先駆けて感染が急拡大した沖縄県や山口県では、林芳正外務大臣が米軍での感染状況が周辺事態における感染拡大の要因の一つである可能性は否定できないと述べているように、米軍基地が感染拡大の引き金になった可能性が指摘されています。

韓国では、米軍関係者の入国後の隔離終了時に韓国側が検査を実施しています。しかし、日本においては、日米地位協定によって在日米軍は入管法の適用外になっており、検疫は米軍が行い、日本は関与できずになっています。そのことが水際対策の抜け穴になっています。

よって、国においては対等平等の日米両国の関係をつくり、国民の生命、財産と人権を守るため、日米地位協定の見直しを講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、星議員。

○9番（星 正臣君） 米軍の事故、事件、また今回の新型コロナウイルスの感染拡大がこの日米地位協定のために進んだということでございますけれども、いまだに近隣の国からの脅威というのは捨て切れていない状況でございます。日本の安全保障に対し、この日米地位協定を廃棄するというような意見書案というのは、地方議会としてはなじまないと思いますので、反対いたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 日米地位協定の見直しを求める意見書（案）について賛成の立場から討論をいたします。

今、ロシアのウクライナへの侵攻は、本当に悲惨な事態を繰り返し、多くの人々へ先々の不安を与えています。戦争とはいかに悲惨なものか、これをまざまざと示している事態ではないかと思われます。

日本では、戦後、日本が敗戦を受けたときに、沖縄に勝利した米軍が乗り上げ、そしてブルドーザーで沖縄県民の人たちの住宅を破壊し、用地を収奪、そういう中から米軍基地というのがつくられてまいりました。それ以降、全国各地に広がる中で、その下で事故が起きたり、日本の子どもたちが、女性が、米軍によって暴行を受けたりとか、そういう事態があっても、それを裁き、取り締まることができない、こういうような形になってきています。

そして、今度はコロナの下でオミクロンが、そこが一つの発生源になったというようなこと、それに対してもきちっと明確にしろということができない。こういうふうな非常に不平等になっているのが日米の地位協定の内容でございます。

確かに、日本に対してアメリカ軍が日本の安全を守っているという側面はないわけではないというふうに私は思っております。しかし、あのロシアからウクライナへという状況を見ると、いかにその格差行為が悲惨なものを生み出すかということを明らかにしています。せめて、そういうことでお互いに防衛という状況をつくらなければならないとしても、少なくとも対等、平等に資するような、そういう状態での地位協定というのはあるべきであります。

このような地位協定なんていうのは日本だけで、ドイツなどは全く違うという事態になっています。せめてドイツ並みの、そういう協定にしていく、そのための見直しを求める、これが今、日本として当然のことです。

私どもは、日米安保条約を廃棄せよとか、そういうことを言っているわけではないと思います。今、せめてこの不平等になっている日米の地位協定、これを見直そうじゃないか。ですから、全国知事会にあってもこの要求を出していると思うのであります。私どもも、その立場に立っての要望だというふうに受け止めておるところでございます。

以上を述べて、賛成討論とするものであります。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎日程の追加

○議長（小坂利政君） お諮りします。

先ほど、野田省一議員ほか3人から決議案第1号が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、決議案第1号を日程に追加して、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 追加日程第1、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番、野田省一議員。

○12番（野田省一君） それでは、追加議案ということでお手元に配付をさせていただいております。

趣旨説明は、朗読をもって代えさせていただきますので御理解を願います。

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議。

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以來、国境付近においてロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきたが、2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものであり、このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められない。

ロシアは国際社会の強い自制の求めにもかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻し、市民への被害の拡大も深く憂慮される。

恒久平和を願い「非核平和の町」を宣言しているむかわ町の町議会として、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求め、また、関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求めるものです。

以上を決議し、北海道勇払郡むかわ町議会として提案をさせていただくものです。

御審議、御決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第9、所管事務調査等報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告はありませんか。

○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長（北村 修君） 報告としての内容は、ここに文書化しているそのものでございます。

ただ、改正、改変は最終年度という中で、委員の皆さんにあっても、この委員会最終まで御苦労されたことに感謝を申し上げ、また、この文言に書かれてありますように、当復旧復興特別委員会が出されました意見をいろいろ踏まえまして、さらに立派な復旧復興に取り組まれるよう特段申し述べまして、委員会の報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小坂利政君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の所管事務調査については報告済みとさせていただきます。

◎発言の申出

○議長（小坂利政君） ここで改選期に伴い、それぞれの任期において議員として御尽力をされた星 正臣議員、山崎満敬議員、舞良喜久議員からそれぞれ発言の申出がありましたので、これを許可します。

星議員から、前のほうに登壇をいただいて発言をしてください。

〔9番 星 正臣議員 登壇〕

○9番（星 正臣君） 今回の議員改選に伴いまして、穂別町時代2期7年、そして合併になってから4期16年の長きにわたり議員活動が続けてまいりましたが、このたび退陣、そして次の選挙には出ない決意をさせていただきました。

長きにわたり、議員の皆様には大変お世話になりました。また、執行部の皆様におかれましても、長い間大変お世話になりました。

今後は自分の家業です。農業をやりながら過ごしていきたいと思います。

皆様の御活躍を御祈念申し上げまして、ここに終わりの挨拶とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。

○議長（小坂利政君） 次に、山崎満敬議員からお願いをいたします。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 一身上の都合といたしますか、私的理由によりまして町議会議員を退任することになりました。

今、目の前にいる諸先輩の皆様の御指導の下、3期12年、議員活動を務めることができました。改めて厚く御礼申し上げます。

また、役場の執行部の皆さん、職員の皆さん、今まで失礼なことも申し上げたこともございますが、いろいろと助けていただき、またお願いしたことを実行していただきありがとうございます。

特に、むかわ町長、竹中町長におかれましては、議員活動を一緒に1期4年間、また町長になられてから2期8年間、思い起こせばいろいろと道内、道外、御一緒させていただき、勉強させていただきました。公私共に勉強になりましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今後は、微力ではございますが、むかわ町発展とまではいきませんが、むかわ町の末永い安定のため、微力ではございますが陰ながら尽力したいと思いますので、これからも皆様と一緒にむかわ町のため頑張りたいと思います。

いろいろ思うことはありますが、今後とも職員の皆様、町議会議員の皆様におかれましては、むかわ町のため頑張ってくださいようお願い申し上げます。退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

3期12年間、誠にありがとうございました。

○議長（小坂利政君） 最後に、舞良喜久議員からお願いをいたします。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 大変貴重な時間を与えてくださりましてありがとうございます。

私、病気のため、次期の選挙を辞退いたしました。

これまで4年間やってきましたが、本当、地震、そして今、コロナの真っ最中でございます。皆さんも、これから復興へ向けて、またコロナ対策のために、大変体を大切にして職務

に尽くしていただきたいと思います。

この4年間、執行部の皆さん、議員の皆様、御指導のほどを大変お世話になりました。

ありがとうございました。

○議長（小坂利政君） 星議員におかれましては6期22年11か月、山崎議員には3期12年、舞良議員には1期4年と、それぞれの任期において町政発展のために御尽力をされたことに対し、心からお礼と感謝を申し上げます。

これからも一町民として、町政発展のために御活躍いただきますとともに、議会に対しても御指導を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会をいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員